



2021年度 早稲田大学大学院法学研究科 入学試験要項

2021年4月入学
修士課程一般入試(国内受験者向け)
修士課程(社会人入学試験要項)

早稲田大学

法学研究科における3つの方針(ポリシー)

I 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、当学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。

当研究科は、高度な法学研究能力を有するとともに、「リーガル・マインド」を有し、その研究成果を建設的に、かつ、緻密な論理をもって発信できる人材を育成することを目標に、学部卒業後に自らが専攻する法領域において研究者を目指す者、社会人であって特定の法領域についての専門性を高めたいとする者、法曹資格またはこれに準ずる能力を有する者であって研究能力を高めたいとする者、日本において高度な法学教育を受けることを希望する外国人留学生など、バックグラウンドを多様とする有為な人材が多数存在するとの認識に立ち、その多様性に対応し、かつ、前記目標を達成するための適切な入学者選抜制度を構築し、運用する。研究者養成を使命の一つとする以上、一定水準の学識・能力を有することが選抜に際して問われるのは当然であるが、自らの潜在的能力を最大限に高める意欲と努力を惜しまない者の受入れが望ましい。

II 教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

早稲田大学にあって、法学系大学院として法科大学院(大学院法務研究科)と併存していることを前提に、法学研究科として存立することの使命を改めて確認し、自らの教育課程の編成と実施に際しては、在学生の法学研究能力(専攻する法領域に限らず、教養・語学等の能力を含む。)の向上と学位(修士及び博士)取得を第一の目標にすることとする。具体的には、法学研究能力向上のために、法学に関する高度の専門学識を有する早稲田大学法学系教員(専任教員及び非常勤教員)の研究指導等の充実を図り、また最先端の専門性を身につけることができるよう多様な機会(研究会・講演会等)を企画し、実施する。法学研究に必要な基礎的学識や能力の向上を目的とした共通カリキュラム編成を行い、これを実施する。課程学位取得のために、そのために構築されたコース・ワークの充実とその完全実施を図る。特定の課題や目的をもって入学する社会人や法曹等、外国人留学生に対して、アドミッション・ポリシーとの整合性を意識し、その多様性に対応した適切なカリキュラム編成と実施に向けての検討を継続する。

III 卒業認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

早稲田大学の総合性・独創性を生かし、体系的な教育課程と、全学的な教育環境と学生生活環境のもとに、多様な学問・文化・言語・価値観の交流を育み、地球社会に主体的に貢献できる人材を育成する。

当研究科は、修了認定が学位(修士または博士)の取得であることに鑑み、修士課程及び博士後期課程について、学則に基づき設けられた修士学位認定の内規及び博士学位認定の内規に従い、各学位を授与するものとする。修士課程では、当研究科所定のコース・ワークに従い、所定の必要単位を取得し、かつ、指導教授の指導のもとに研究指導を受け、提出した修士論文の審査に合格した者に対して、修士学位(法学)(早稲田大学)を授与する。博士後期課程では、当研究科所定のコース・ワークに従い、指導教授の指導のもとに研究指導を受け、提出した博士論文の審査に合格した者に対して、博士学位(法学)(早稲田大学)を授与する。学則に基づき、博士論文を提出し博士学位(法学)(早稲田大学)の申請をした者に対しても、所定の審査手続を経て合格した者に対して学位を授与することがある。

博士後期課程入学試験及び一般科目履修生募集は本年 11 月下旬以降に行います。

目 次

●修士課程 一般入試要項

1. 募集専修	1
2. 受験要領	2
3. 入学手続	16

●修士課程 社会人入試要項

1. 2021年度募集の「研究課題」	18
2. 受験要領	19
3. 入学手続	31

●法学研究科案内

1. 専修からのメッセージ	33
2. 社会人入試による研究課題について	42
3. 履修・進学について	47

●奨学金制度 48

■個人情報の取り扱いについて

当学では、志願時に収集した個人情報（住所・氏名・生年月日等）を、入学試験実施、合格者発表、入学手続およびこれに附随する業務のために利用します。その際、当該個人情報の漏洩・流出・不正利用等がないよう、必要かつ適切な管理を行います。また、上記業務の全部又は一部を委託する場合があります。その場合、委託先に対し、契約等により、必要かつ適切な管理を義務付けます。なお、個人が特定されないように統計処理した個人情報を、大学における入学者選抜のための調査・研究の資料として利用します。あらかじめご了承ください。

この「入学試験要項」では、携帯電話・スマートフォン・タブレット・PHS・スマートウォッチ等の通信機能を持った機器をすべて含めて「携帯電話等」と表記しています。

早稲田大学大学院法学研究科修士課程入試要項

1. 募 集 専 修

専攻名	専修名	研究指導担任者			左記以外の2020年度主要科目担当者 ※2021年度担当しない者を除く。		
民事法学専攻	民法	大澤 慎太郎	大塚 直	大場 浩之	後藤 卷則	白石 大	中田 裕康
		三枝 健治	棚村 政行	橋本 有生			
		山口 斉昭	山城 一真				
	商法	箱井 崇史	岩原 紳作	尾形 祥	大塚 英明	黒沼 悦郎	鳥山 恭一
		尾崎 安央			福島 洋尚	若林 泰伸	
	民事手続法	勅使川原 和彦	棚橋 洋平		高田 昌宏	松村 和徳	
					山本 研		
	労働・社会法	大木 正俊	菊池 馨実	竹内 寿	島田 陽一		
	知的財産権法	高林 龍	ラデマツハ クリストフ		上野 達弘		
	環境法	大塚 直			森本 英香		
	経済法	土田 和博			岡田 外司博		
	国際関係法(私法)	種村 佑介			須網 隆夫		

専攻名	専修名	研究指導担任者			左記以外の2020年度主要科目担当者 ※2021年度担当しない者を除く。		
公法学専攻	憲法	愛敬 浩二	江原 勝行	金澤 孝	中島 徹	長谷部 恭男	
		水島 朝穂					
	行政法	田村 達久	渡辺 徹也		岡田 正則		
	刑法	田山 聡美	松澤 伸		甲斐 克則	北川 佳世子	杉本 一敏
					松原 芳博		
	刑事訴訟法	2021年度は募集停止					
	刑事政策	小西 暁和					
	国際関係法(公法)	河野 真理子	萬歳 寛之		清水 章雄	古谷 修一	

専攻名	専修名	研究指導担任者			左記以外の2020年度主要科目担当者 ※2021年度担当しない者を除く。		
基礎法学専攻	法哲学	郭 舜					
	法史学	原田 俊彦	和仁 かや				
	法社会学	棚澤 能生					
	英米法	宮川 成雄					
	フランス法	大橋 麻也					
	ロシア・東中欧法	2021年度は募集停止					
	中国法	文 元 春					

※上記内容は変更されることがあります。その都度更新しますので、定期的にチェックしてください。

※募集は、指導教員単位ではなく、専修単位で行ないます。指導教員は学生の研究内容を考慮して決定します。

2. 受 験 要 領

(1) 出 願 資 格

- ① 大学を卒業した者、および2021年3月までに卒業見込みの者。
- ② 大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者、および2021年3月までに授与される見込みの者。
- ③ 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、および2021年3月までに修了見込みの者。
- ④ 文部科学大臣の指定した者。
- ⑤ 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了、もしくは2021年3月までに修了見込みの者で、当研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者。
- ⑥ 当研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2021年4月までに22歳に達する者。

※最終学歴が中国の大学の専科(3年制)の場合には出願資格はありません。ただし、専科を卒業後に本科を卒業して16年の学校教育を修了した場合は出願を認めます。

※上記⑤⑥に該当する方は、事前に個別審査を受け、出願許可を得る必要があります。詳しくは当研究科事務所へお問い合わせください。

身体機能の障がいや疾病等により、受験・就学に際して配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、当研究科までお問合せください。また、大きな病気やけがのため、受験に支障をきたす恐れがある場合、あるいは出願後にそのような状態になった場合でも、速やかにお問合せください。

(2) 募 集 人 員

民 事 法 学 専 攻	60 名 以 内
公 法 学 専 攻	
基 礎 法 学 専 攻	

※先端法学専攻(LL.M.コース)は本入試では募集しません。

(3) 出 願 期 間

- ・ 国外出願期間：2020年7月27日（月）～ 7月31日（金） ※郵送・締切日**必着**
- ・ 国内出願期間：2020年7月27日（月）～ 7月31日（金） ※郵送・締切日**消印有効**

※志願者の居住地によって「国内出願」と「国外出願」とに区分が分かります。以下の定義により自身の出願区分を確認してください。

	国内出願	国外出願
対 象	出願時に日本国内に居住する者	出願時に日本国外に居住する者
資格確認	志願票に記載された「現住所」から判断します	

(4) 出 願 先 ・ 出 願 方 法

以下1. と2. の手続きを全て完了したら出願となります。

1. 以下リンク、または法学研究科Webページ上の申請フォームより出願情報の登録をしてください。

【申請フォーム】<https://my.waseda.jp/application/noauth/application-detail-noauth?param=9uQvUDhazZtygDLt1x7zyg>

※7月27日からアクセス可能となります。

【Webページ】 <https://www.waseda.jp/folaw/glaw/applicants/admission/>

2. 出願書類一式を市販の封筒に封入し、以下の宛先に送付してください。

宛先： 〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学 大学院法学研究科 入試係
Graduate School of Law, Waseda University
1-6-1 Nishi-Waseda, Shinjuku-ku Tokyo 169-8050, Japan

※国内出願の場合は簡易書留便(宛名ラベルのダウンロード可)で、国外出願の場合は国際スピード郵便(EMS)、DHL等で送付してください。

※郵便トラブルなどにより郵送した出願書類の未達や遅延が発生する可能性があります。その際には一旦データでお送りいただく場合がございますので、郵送する前にスキャンなどでデータ化をしてバックアップをとっておいてください。

<出願上の注意>

- ・入学検定料支払いと出願書類の提出・受理をもって出願が完了します(入学検定料が免除になるケースを除く)。
- ・出願書類の提出方法は郵送のみです。カウンターへの持ち込みは一切認めません。
- ・出願書類は時間に余裕を持って送付するようにしてください。出願締切日を過ぎた書類は一切受け付けません。
- ・書類到着の確認は、郵便局の追跡サービス(国外出願の場合はEMS等の追跡サービス等)を利用してください。
- ・出願書類に不備や不足書類があった場合は、受験資格を失うことがあります。必要書類が揃っているか十分に確認の上、出願をしてください。また当学から連絡があった時はすみやかにその指示に従ってください。
- ・一度提出した書類・資料の返還は原則として行いません。ただし、再発行が不可能な書類に限り書類の返還を行います。希望する場合は必ず「提出書類返還依頼書」を記入し、出願書類と一緒に送付してください。
- ・出願後に志願票に書かれた住所・電話番号・Eメールアドレス等を変更した場合は、速やかに当研究科事務所に連絡をしてください。志願票に書かれた情報を変更したことが原因で当大学からの連絡が届かなかったとしても、当大学は一切の責任を負いません。

(5) 入学検定料 30,000円 (※外国送金の場合は32,500円)

検定料支払可能期間・支払方法

	支払可能期間	支払方法
国外出願	2020年7月20日(月)～7月31日(金)	A. クレジットカード・中国オンライン決済 B. 外国送金
国内出願		A. クレジットカード・中国オンライン決済 C. コンビニ検定料収納

※出願前に必ず振込んでください。出願後の振込は一切認めません。

※国費外国人留学生として当研究科に入学する方は、検定料が後日返金される場合があります。

※OECD/DACが発行するODA受給国リストに掲載される「Least Developed Countries」「Other Low Income Countries」の認定国に居住し、かつ該当国の国籍を有する方は、本人からの申請に応じて検定料を免除します。該当する方は出願前に当研究科事務所までご相談ください。(日本国内からの出願は対象外)

A. クレジットカード・中国オンライン決済

- ・クレジットカード・中国オンライン決済での支払いに際しては、パソコンより「インターネット上の支払いサイト」 (<https://e-shiharai.net/card/>) にアクセスをして所定申込手続を完了させる必要があります。

※英語版のURLは上記とは異なりますのでご注意ください。 (<https://e-shiharai.net/ecard/>)

- ・支払い終了後、決済完了が表示されたWebページを印刷し、「志願票 No. 2」にクリップ留めして提出してください。

※支払いは、土日・祝日を問わず、24 時間いつでも可能です。

※支払いに使用するカードは志願者本人以外の名義でも構いません。ただし、家族・知人が代理で手続をする場合でも、「基本情報」には必ず志願者本人の情報を記入するようにしてください。

- ・e-shiharai.netの「カテゴリ選択」では、以下のとおり選択してください。

第一選択	法学研究科
第二選択	2021年4月入学
第三選択	修士課程
第四選択	一般入試(国内受験) 30,000円

B. 外国送金

入学検定料 30,000 円に円為替手数料 2,500 円を加算した**合計 32,500 円**を、次の要領に従って金融機関より送金して下さい。現地金融機関において別途手数料がかかる場合は、上記金額とは別に窓口で支払って下さい。

また、「外国送金依頼書」のコピーを提出書類に同封して下さい。

<外国送金要領>

送金種類	電信送金 (Telegraphic Transfer)
支払方法	通知払 (Advise and Pay)
振込銀行手数料	依頼人負担 (Payer's Responsibility)
円為替手数料	受取人負担 (Payee's Account)
送金額	入学検定料に円為替手数料を加えた金額: 32,500円 (検定料+円為替手数料2,500円) ※現地金融機関において別途手数料が必要となる場合、この金額とは別に窓口で手続時にお支払いください。
送金目的	入学検定料 (Screening Fee)
送金先銀行名	三菱UFJ銀行 (MUFG Bank, Ltd.)
支店名	江戸川橋支店 (Edogawabashi Branch)
口座番号	0035967FHH
受取人	早稲田大学 (Waseda University)
銀行住所	〒112-0014 東京都文京区関口1-48-13 (1-48-13, Sekiguchi Bunkyo-ku Tokyo 1120014, Japan)
スウィフトコード	BOTKJPJT
備考	必要連絡事項 (Message to Payee, if any) には受験者本人の氏名 (Applicant's name) の前に法学研究科箇所コード「33」を必ず記入してください。

C. コンビニ検定料収納

- ・入学検定料は最寄りのコンビニエンスストアで支払ってください。
 - ・コンビニエンスストアでの支払いに際しては、事前にパソコンもしくは携帯電話よりインターネット上の「入学検定料コンビニ支払いサイト」(<https://e-shiharai.net/>) にアクセスをして所定の申込手続を完了させる必要があります。
 - ・支払い終了後、『入学検定料・選考料取扱明細書』の「収納証明書」部分を切り取り、『志願票 No. 2』の所定欄に貼り付けて提出してください。詳細は6ページにある「コンビニエンスストアでの入学検定料支払方法」を確認してください。
 - ・支払いは、土日・祝日を問わず、24時間いつでも可能です。ただし、納入期間最終日の「Webサイトでの申込」は23：00まで、コンビニエンスストア店頭での支払手続は23:30までとなりますので注意してください。
※家族・知人が代理で手続をする場合でも、必ず志願者本人の情報を入力するようにしてください。
※コンビニエンスストアでの支払いが困難な方は、事前に当学部（研究科）まで連絡してください。
- ・e-shiharai.netの「カテゴリ選択」では、以下のとおり選択してください。

第一選択	法学研究科
第二選択	「次の第3選択へ」
第三選択	「次の第4選択へ」
第四選択	修士課程 一般／社会人 30,000円

早稲田大学 コンビニエンスストアでの検定料払込方法

検定料はコンビニエンスストア「セブン-イレブン」「ローソン」「ミニストップ」「ファミリーマート」で24時間いつでも払い込みが可能です。

① まずはパソコン、スマートフォンで事前申込み

画面の指示に従って必要事項を入力し、お支払いに必要な番号を取得。



<https://e-shiharai.net/>

端末の未成年者アクセス制限サービスは解除してご利用ください。

※入力内容を間違えた場合は、始めからもう一度やり直し、新たな番号を取得してお支払いください。
申込み完了後に通知する支払期限内に代金を支払わなければ、入力情報は自動的にキャンセルされます。

本学HP
からも
アクセス
できます！



② コンビニでお支払い

- 検定料はATMでは振込できません。必ずレジでお支払いください。
- 「収納証明書」には収納印は押印されません。（コンビニ払込時には収納印は不要です）

7-Eleven

【払込票番号（13ケタ）】

●レジにて
「インターネット支払い」と店員に伝え、プリントアウトした【払込票】を渡すか、【払込票番号】をお伝えください。

マルチコピー機は使用しません

●レジにて代金をお支払いください。
●その際、「入学検定料・選考料 取扱明細書」を受け取ってください。

LAWSON

【お客様番号（11ケタ）】
【確認番号（4ケタ）】

各種サービスメニュー
各種代金・インターネット受付（紫のボタン）
各種代金お支払い
マルチペイメントサービス

【お客様番号】【確認番号】を入力

●端末より「申込み控え」（レシート）が出力されますので、30分以内にレジでお支払いください。
●その際、「入学検定料・選考料 取扱明細書」を受け取ってください。
※画面ボタンのデザイン等は、予告なく変更される場合があります。

FamilyMart

【お客様番号（11ケタ）】
【確認番号（4ケタ）】

代金支払い
各種代金お支払い

【お客様番号】【確認番号】を入力

③ 出 願

「入学検定料・選考料 取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学志願票の所定欄に貼る。

- セブン-イレブン
「入学検定料・選考料 取扱明細書」の収納証明書部分を切り取る。
「チケット等払込領収書」は保管。



- ローソン ●ミニストップ ●ファミリーマート
「入学検定料・選考料 取扱明細書」の収納証明書部分を切り取る。
「取扱明細書兼領収書」は保管。



切り取った「収納証明書」を入学志願票の所定の欄に貼付。



入学志願票に貼付する「収納証明書」部分

※「収納証明書」を糊付けする際には、糊本体の注意書きに「感熱・感圧紙などを変色させる場合があります」と記載されている糊はご使用にならないでください。「収納証明書」が黒く変色する恐れがあります。

■注意事項

- 出願期間を入試要項でご確認のうえ、締切に間に合うよう十分に余裕をもってお支払いください。
- 支払最終日の「Webサイトでの申込み」は23:00まで、店頭端末の操作は23:30までです。
- 一度お支払いされた検定料は、コンビニでは返金できません。
- 取扱いいコンビニ、支払い方法は変更になる場合があります。
変更された場合は、Webサイトにてご連絡いたします。

- 検定料の他に事務手数料が別途かかります。

事務
手数料

検定料が5万円未満	500円
検定料が5万円以上	720円

事務手数料は変更になる場合があります。

「検定料納入」についてのお問い合わせは、コンビニ店頭ではお答えできません。詳しくはサイトでご確認ください。

<https://e-shiharai.net/>

早稲田大学 クレジットカード・銀聯カード・アリペイでの検定料支払方法

24時間・365日いつでも支払いOK!これが簡単・便利なシンプルスタイル!

クレジットカード・銀聯カード・アリペイを
利用して検定料のお支払いが可能です。



<https://e-shiharai.net/card/>

端末の未成年者アクセス制限サービスは解除してご利用ください。



当学HP
からも
アクセス
できます!

Web申込み・オンライン決済

1. トップページ

お支払い先を選択してください。

2. 学校選択

申し込みをする学校の学校名をクリックしてください。

3. 学校案内

注意事項等を確認のうえ、個人情報の取扱について同意してください。

4. カテゴリ選択

第1～第4選択を選択して「次へ」をクリック

5. 基本情報入力

申込者本人の基本情報を入力してください。
支払い方法を選択し、「次へ」をクリック

クレジットカードの場合

支払いに利用するカード番号(16桁)を入力してください。
※ American Expressの場合は15桁
※ お支払いされるカードの名義人は申込者本人でなくても構いません。

全入力内容が表示されますので、
よろしければ「上記の内容で確定する」をクリック

「申込内容照会」にアクセスし「照会結果」を印刷する
携帯電話をご利用の場合は、プリンタのある環境で申込内容照会を行ってください。

銀聯カード・アリペイの場合

それぞれの専用画面に推移します。
画面の指示に従って、支払いを完了してください。

「申込内容照会」にアクセスし「照会結果」を印刷する



印刷した「申込内容照会結果」と必要書類を、出願用封筒に入れる。



必要書類



郵便局から
郵送にて出願。



[注意事項・よくあるお問合せ]

- 出願・申請書類に記載されている支払い期間内であれば、いつでもお支払い可能です。
支払い期間を入試要項でご確認のうえ、出願に間に合うよう十分に余裕をもってお支払いください。
- 支払最終日は日本時間の23:00までにカード決済を完了させてください。
- 銀聯カード・アリペイで決済する場合は、パソコンからお申し込みください。
- カードの名義人は、申込者本人でなくても構いません。但し、基本情報入力画面では、必ず申込者本人の情報を入力してください。
- 申込内容照会は、e-shiharaiサイトの「申込照会」にて、お申し込み時に通知された【受付番号】【生年月日】を入力すると表示されます。
- カード審査が通らなかった場合は、カード会社へ直接お問い合わせください。

■手数料について

検定料の他に事務手数料が別途かかります。

入学検定料金額	事務手数料(消費税別)
～ 29,999 円	565 円
30,000 円 ～ 49,999 円	1,005 円
50,000 円 ～ 69,999 円	1,446 円
70,000 円 ～ 99,999 円	1,833 円
100,000 円 ～ 199,999 円	2,074 円
200,000 円 ～ 299,999 円	2,618 円
300,000 円 ～	4,400 円

事務手数料は変更になる場合があります。

クレジットカード・銀聯カード・アリペイでの検定料納入についてのお問い合わせは、サイトのよくある質問をご確認ください。

(6) 出 願 書 類

提出書類	
志願票 No.1	【所定用紙】 ・全ての項目において、漏れなく、誤りの無いよう記入してください。出願後に、志願票に書かれた住所・電話番号・Email アドレス等を利用して当研究科より連絡を取りますので、間違いの無いように記入してください。 ・当学では、入学試験の円滑な実施と入学手続の必要上、戸籍上の性別情報を収集しています。なお、性別情報収集にあたっては合理的理由があると判断される必要最小限に留め行っています。 https://www.waseda.jp/inst/diversity/support/sexual-minority/ ・学歴については、予備校・語学学校などの記入は不要です。
志願票 No.2	【所定用紙】 ・検定料をクレジットカード・中国オンライン決済で支払った場合は決済完了が表示された Web ページを、外国送金で支払った場合は外国送金申請書のコピーを出願書類に同封してください。検定料をコンビニエンスストアにて支払った場合は、検定料収納証明書を所定欄に貼付してください。 ・志願票に貼る写真は、以下の条件を満たすものとしてください。 ■縦4cm×横3cmの証明写真 出願前3ヶ月以内に撮影したカラー写真（上半身・正面・無帽・無背景・枠なし） ■マフラーやサングラスなどを着用したままで撮影された写真は受け付けません。 ■スナップ写真等の不鮮明な写真や、髪型の違い等により個人の判別・本人確認が困難な写真は受け付けません。 ■証明写真ボックスで撮影されたスピード写真は受け付けますが、家庭等で撮影された写真は受け付けません。 ■裏面に氏名を記入のうえ、所定欄に全面糊付けしてください。 ■提出された写真は、試験当日の本人確認や、入学後の学生証の写真として使用しますので、本人を判別できるような写真を用意してください。また、学内諸手続における本人確認、および学内の各種Webサービス等に本人情報として登録しますので、予めご了承ください。
各種証明書	①卒業(修了)証明書<卒業(修了)見込みの者は卒業(修了)見込証明書> ②学位取得証明書 ※中国の大学を卒業した場合のみ ③成績証明書 ・必ず証明書の原本を提出してください(コピーは不可)。 ・志願票 No.1 の「学歴」欄に記載した学歴について証明する証明書をすべて提出してください(大学科目等履修生に在籍されていた方は、必ず在籍を証明する証明書も提出してください)。 ・証明書は日本語または英語で書かれたものを提出してください。日本語または英語で発行できない場合は、翻訳文を作成し、翻訳文の内容が正しいことを証明する公証書(原本)とあわせて提出してください。 ・卒業(修了)見込の場合は、卒業(修了)見込証明書を提出し、合格後、志望する研究科への入学手続を行う際に卒業(修了)証明書/学位取得証明書を必ず提出してください。 ・大学卒業後、大学院に進学した場合は、大学と大学院両方の証明書を提出してください。 ・中国の大学を卒業し、学位を取得した学生は学位取得証明書と卒業(修了)証明書の両方を提出してください(中国の大学を卒業して学位が取得できなかった場合でも、通常の課程による16年の学校教育を修了していれば出願資格はあります)。 ・中国の大学を卒業された方は、中国政府学歴認証センター(または中国政府指定学歴・学籍認証センター日本代理機構)が発行する「学歴認証報告書(英語版)」「成績認証報告書(英語版)」による提出も認めます。 ・成績証明書は、大学学部以上の全学期の成績が記載されたものを提出してください。大学卒業後、大学院に進学した場合は、大学と大学院両方の成績証明書を提出してください。 ・大学・大学院に在学中に留学をされた場合は、留学期間および留学中に取得した成績が明記された証明書をご提出ください。 ・休学・兵役等の期間があった場合は、その旨を証明する大学または公的機関発行の証明書を提出してください。 ・編入学している者は編入学前の学部の成績証明書も提出してください。 ・飛び級または繰り上げ卒業により、飛び級した学年、理由などが成績証明書に記載されていない場合は、それを証明する大学作成の書類を別途提出してください。 【中国の大学を卒業(修了)された方は以下の手続きも必要です】 ・CHSI(中国高等教育学生信息网)が発行する、英文の「学歴認証報告書」をCHESICCから法学研究科事務所(gradlaw@list.waseda.jp)へメールで直送されるよう手配してください(詳細についてはCHESICCのWebサイト(https://www.chsi.com.cn/en/pvr/)をご確認ください)。 ・必ず出願期間締切日までに本学へ「学歴認証報告書(英文版)」が届くよう、余裕を持って準備してください。 ・CHESICCから直接メールで届く「学歴認証報告書(英文版)」のみ有効とします。
研究計画書	【所定用紙】 ・研究計画書には、志望動機・当研究科での研究テーマ、そのテーマについて自身で勉強したこと、および入学後の研究予定を1000字程度で記入してください。

語学能力証明書 ※該当者のみ提出	①日本語能力試験(JLPT)1級もしくはN1合格の「合否結果通知書」のコピー ②日本留学試験(EJU)「日本語」の成績(記述を除く)260点以上の「成績通知書」のコピー ③日本語能力が上記①、②の基準を満たしていることを証明する推薦状【所定用紙】 ・外国において通常の課程による16年の学校教育すべてを修了した方のみ提出してください。 ・①もしくは②のどちらかを提出してください。(2019年度以前の日本留学試験もしくは日本語能力試験の結果を有する者は過去の試験の成績書類を提出してください) ・新型コロナウイルス感染症の影響により上記試験が中止になったことで、①もしくは②の提出ができず、過去の受験経験も無い場合は③を提出してください。 【第1次試験(外国語科目)免除のための証明書】 ※外国人留学生は対象外 ・以下の要件を満たした英語外部試験のスコアカードを提出した場合、第1次試験(外国語科目)が免除されます。出願締切日より遡って2年以内に受験したスコアカード/成績証明書を提出してください。 TOEIC (Listening and Reading Test) 865点以上の公式認定証(Official Score Certificate) TOEFL iBT 83点以上のスコアレポート(Official Score Report) IELTS 6.0以上の成績証明書(Test Report Form)
留学にかかる 経費負担計画書 ※該当者のみ提出	【所定用紙】 ※外国籍(日本国永住者以外)の方のみ提出 ・所定の用紙に、当学に留学する間の総費用(修士課程2年分の学費及び生活費)をどのように負担するのかについて、日本語または英語で記入してください。 ・志願者本人の署名を忘れないようにしてください。 ・経費負担計画書の「政府またはその他財団(Government/sponsoring agency)」の欄に記入された方は、給付金額および給付期間を明示した奨学金の給付に関する証明書を提出してください。
在留資格認定証明書 交付申請書 ※該当者のみ提出	【所定用紙】 ※日本国外在住の外国籍の方で在留資格の代理申請を希望する方のみ提出してください。 ・合格した際に大学の代理申請書類として使用します。 ・申請人等作成用1, 2, 3の3枚を提出してください。 ・PC入力、手書き記入のいずれも可能です。PC入力の場合は所定様式を変更しないでください。
パスポートのコピー ※該当者のみ提出	※外国籍の方のみ提出 ・<u>写真が掲載されたページ</u>のコピーを提出してください(有効期限に注意をしてください)。
在留資格証明書 ※該当者のみ提出	※有効な在留カード/外国人登録証明書(表・裏両面)のコピーまたは住民票の写しを提出してください。
提出書類 返還依頼書 ※該当者のみ提出	【所定用紙】 ※返還を希望する方のみ提出してください。 ・再発行が不可能なものに限り、書類を返還いたします。「提出書類返還依頼書」に再発行が出来ない書類とその理由を明記して、他の出願書類と一緒に送付してください。当大学が確認を行い、再発行が不可能だと判断したもののみ、返還します。なお公証書、成績証明書、語学能力証明書に関しては、一切、返還は行いません。返還作業には1～2ヶ月かかりますので、予めご了承ください。
「田山輝明ゼミ稲門 会奨学金」 申請用紙 ※該当者のみ提出	【所定用紙】 ※当該奨学金申請資格を有し、かつ受給を希望する方のみ提出 ・出願時に申請用紙の提出がない場合、合格後に受給を希望しても当該奨学金を受給することはできません。受給額等の詳細に関しては、「奨学金制度」の項目を参照してください。
提出書類 チェックリスト	【所定用紙】 ・チェックリストに記されている書類が全て揃っているかを確認し、出願書類とともに同封してください。なお、不足書類がある志願者は、不足書類の理由欄に書類名および提出遅延の理由を記載してください。

・【所定用紙】フォーマットはすべて当研究科のホームページからダウンロードしてください。

・証明書を日本語または英語で発行できない場合は、自分で日本語または英語の翻訳文を作成し、大使館・公証所等による翻訳文が正しいことを証明する公証書を添付のうえ、書類を提出してください。

・改姓のため、証明書等に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本等もご提出ください。

・出願書類は志願者によって一部異なります。上記一覧表で必要な提出書類を確認してください。

出願時に、本入試要項記載の出願資格を満たすために大学入学資格取得見込の証明書を提出された方につきましては、入学手続時に、その資格取得を証明する書類を提出してください。入学試験に合格されても、入学までにその資格取得の証明書を提出できない(大学入学資格を満たすことができない)場合は、入学を認められませんので注意してください。
出願の際に当学に提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載・剽窃等があった場合は、不正行為とみなし、入学試験の結果を無効とすることがあります。なお、その場合も提出された書類・資料等および入学検定料は返還しません。

(7) 受験票の送付

出願受付後、出願が受理された志願者に対し、志願票に記載された住所宛に受験票等を送付します。試験実施日の7日前になっても受験票が届かない場合は、直ちに当研究科事務所(E-mail: gradlaw@list.waseda.jp)までお問い合わせください。受験票は入学後、学生証の交付時に必要となりますので、大切に保管してください。

(8) 試験科目

第 1 次 試 験		第2次試験
外 国 語 科 目	専 門 科 目	
・次のうちから1科目選択。 英語 ^(注1) ・ ドイツ語 ・ フランス語 ・ 中国語 ・ ロシア語 ・外国人留学生 ^{注2} は次のうちから1科目選択(ただし、母国語の選択は不可)。 英語 ・ ドイツ語 ・ フランス語 ・ 中国語 ・ ロシア語 ・ 日本語(法律学基礎)	専修科目1科目	口述試験

注1 以下の要件を満たした英語能力試験のスコアカードを提出した場合、第1次試験(外国語科目)が免除されます。出願締切日より遡って2年以内に受験したスコアカード/成績証明書を提出してください。

※外国人留学生は対象外。

- ・TOEIC (Listening and Reading Test) 865 点以上の公式認定証(Official Score Certificate)
- ・TOEFL iBT 83 点以上のスコアレポート(Official Score Report)
- ・IELTS 6.0 以上の成績証明書(Test Report Form)

注2 ここでいう外国人留学生とは、原則として外国人であり留学生である人(外国籍かつ日本国永住者以外の方)であり、在留資格「留学」で日本に滞在する方を指します。外国人留学生とその他とで試験問題が異なることがありますので、自身がどちらに当たるかが不明である場合は、事前に当研究科事務所(gradlaw@list.waseda.jp)にメールにてお問い合わせください。

※出願後は、出願期間中であっても、受験科目の変更は一切認めません。

※「専門科目」は指導教員単位ではなく、専修単位で出題されます。

※「日本語(法律学基礎)」は法律学の基礎を問うことにより日本語の能力を試験する科目です。

※ロシア語の選択を希望される方は、事前に当研究科事務所へご一報願います。

(9) 試験期日および合格者発表日

第 1 次 試 験		第 2 次 試 験	
試 験 日	合格者発表日	試 験 日	合格者発表日
2020年9月5日(土)	2020年9月17日(木) 午前10時(予定)	2020年9月30日(水) または 10月1日(木)	2020年10月29日(木) 午前10時(予定)

※第2次試験の日時は、第1次試験合格者発表時に当研究科掲示板およびホームページに掲示します。

(10) 試験時間割

第 1 次 試 験		第 2 次 試 験
外 国 語 科 目	専 門 科 目	口 述 試 験
10:00~12:00	13:30~15:00	第1次試験合格者発表時に掲示します

(11) 第1次・第2次試験 試験場

第1次試験会場（筆記試験）	第2次試験会場（口述試験）
早稲田キャンパス8号館地下1階B101・B102教室 ※予定。確定情報は受験票でお知らせします。 ※現地試験会場への移動時や休憩時はマスクまたはシールドの が無色のフェイシールドの着用が必須となります。体質的にマ スク等の着用が難しい場合は事前に御相談ください。 ※当日は試験環境を妨げない範囲で定期的に教室の窓や扉を解 放するなどし、換気を行います。 ※当日は監督員も試験監督業務従事の際にはマスクまたはフェ イスシールドの着用を必須とします。	オンラインビデオを用いた面接実施することとします。 事前にオンライン環境の準備（ビデオ通話が十分にできる程度 のもの）もしておいてください。

(12) 合格者発表

第1次、第2次それぞれの合格者発表日時に、早稲田キャンパス8号館1階当研究科掲示板および当研究科ホームページ上 (<https://www.waseda.jp/folaw/glaw/>) で合格者の受験番号を発表します。

※第1次試験合格者発表時には、第2次試験日時も同時に発表されます。

※合格通知書の発行を希望する場合は、合格発表後に当研究科事務所へご連絡ください。合格発表日時以降対応します。

(13) 注意事項

【受験生の皆さんへお願い】

- ・万全の体調で試験に臨めるよう、普段から手洗いやうがいを慣行し、ご自身の健康には十分留意してください。
- ・学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹等）に罹患し、治癒していない場合、他の受験者や監督員等への感染の恐れがあるため、受験をご遠慮ください。また受験を遠慮するなどで欠席した場合でも、追試験の実施や入学検定料の返還は行いません。
- ・試験当日にはマスク（文字や地図がプリントされたものを除く）やフェイスシールド（無色）を着用必須とします。

- ① 受験生は各科目試験開始時刻の30分前までに、試験教室に入室し、自分の受験番号の席についてください。20分前から、監督員による説明があります。
試験場には受験票・筆記具を持参し、受験票は机上に置いてください。
- ② 第1時限の試験開始後20分を経過してからの入場は一切認めず、第2時限以降の受験も認めません。また第2時限以降は、試験開始後20分を経過してからの試験教室への入室は認めません。
- ③ 答案は、黒のボールペン書きとします。（修正液・修正テープの使用を認めます。鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペンの使用は認めません。）
- ④ 携帯電話、PHS、スマートフォン等は、必ず電源を切ってかばんにしまってください。時計としての使用も認めません。
- ⑤ いかなる場合も解答用紙は提出してください。試験終了時刻より前に答案が完成した場合でも、試験時間終了後、答案の回収・確認作業が完了し監督員の指示があるまで退室できません。
- ⑥ 試験時間中に使用できる物品は以下のとおりです。ただし、「試験時間中に使用できる物品」を使用している場合でも、不正行為防止のため、必要に応じて試験監督員が確認することがあります。また、文房具・時計等の貸し出しは行っていないので、必要な物品は各自で忘れずに持参してください。
- ⑦ 万が一、当日筆記試験の実施が困難となった場合は、他形式での入学試験を実施予定です。その場合は全出願者へEメールで連絡します。

【試験時間中に使用できる物品】

物品	注意事項				
黒のボールペン	消えるボールペンの使用は認められません。				
修正液・修正テープ					
時計・ストップウォッチ	試験教室に時計は設置していませんので、必ず各自で持参してください。 ただし、以下に留意してください。 ・秒針音のするものは周囲の受験者の迷惑となる可能性があるため、使用を認めません。 ・辞書・電卓等、時計・計時以外の機能のあるものは、使用を認めません。 ・通信機能のあるものは、それが電波を発しない状態であっても使用を認めません。 ・携帯電話等を時計として使用することは認めません。 ・試験時間中に時計のアラーム音等が鳴った場合、不正行為となることがあります。 ・その他、他の受験者の迷惑になる可能性や試験の円滑な実施に支障をきたす、または不正行為につながると試験監督員が判断した場合、試験場において試験監督員が確認し、使用を認めない場合があります。				
マスク	・着用必須です。 ・無地のものにかざり使用を認めます。 ・写真照合の際にいったん外していただくことがあります。				
フェイスシールド	シールド部分が無色透明のものに限り使用を認めます。				
ビニール手袋	無地のものにかざり着用を認めます。				
ティッシュペーパー・ 手指用ティッシュ	袋または箱から中身だけ取り出して使用してください。				
手指用消毒液	・試験期間中は持参した手指用消毒液の仕様を認めません。手指の消毒を希望する場合は、試験監督員に申し出てください。 ・教室にも手指用消毒液を複数設置する予定です。				
ハンカチ・ハンドタオル	文字や地図等がプリントされているものは使用を認めません。				
座布団・ひざ掛け	文字や地図等がプリントされているものは使用を認めません。				
目薬・点鼻薬	試験時間中は机の上に置かず各自の荷物の中にしまっておき、使用する場合は試験監督員に申し出てください。				
持込の認められた辞書等	<table border="1"> <tr> <td>外国語（1冊まで、 但し外国学生は 2冊まで）</td><td>外国語辞典</td></tr> <tr> <td>専門科目（冊数制 限なし）</td><td> （当日認められた場合に限り）六法 ＊使用可能な六法は、有斐閣「六法全書」、有斐閣「ポケット六法」、三省堂「デイリー六法」のいずれかに限ります。 ＊上記3種類の六法の「追録」（出版社発行のものに限る。自らプリントアウトしたもの等は含まれない）は「六法」 </td></tr> </table>	外国語（1冊まで、 但し外国学生は 2冊まで）	外国語辞典	専門科目（冊数制 限なし）	（当日認められた場合に限り）六法 ＊使用可能な六法は、有斐閣「六法全書」、有斐閣「ポケット六法」、三省堂「デイリー六法」のいずれかに限ります。 ＊上記3種類の六法の「追録」（出版社発行のものに限る。自らプリントアウトしたもの等は含まれない）は「六法」
外国語（1冊まで、 但し外国学生は 2冊まで）	外国語辞典				
専門科目（冊数制 限なし）	（当日認められた場合に限り）六法 ＊使用可能な六法は、有斐閣「六法全書」、有斐閣「ポケット六法」、三省堂「デイリー六法」のいずれかに限ります。 ＊上記3種類の六法の「追録」（出版社発行のものに限る。自らプリントアウトしたもの等は含まれない）は「六法」				

		に含めます。 *六法の「付録」（改正法案、六法の使い方等）は、「六法」に含められません。
	※電子辞書等は上記に含まれません。 ※専門用語辞典（法律用語辞典、外国法辞典等）は上記に含まれません。 ※いずれも原則として書き込みがあるものは使用できません。但し、書き込みがマーカーや線引きのみの場合には、試験監督が確認の上、使用を認めることがあります。 ※付箋の使用は認めません。 ※辞典・六法の貸し出しは一切行いません。 ※六法の使用可否は、当日までお伝えできません。六法を持参するかどうかは各自でご判断ください。	

- ⑧ 上記「試験時間中に使用できる物品」以外の物品の使用は原則として認めません。机上に置いている場合や使用した場合は、不正行為とみなされる場合があります。以下に「試験時間中に使用を認めない物品」の一例を示します。

【試験時間中に使用を認めない物品】

物品	備考
携帯電話、PHS、スマートフォン、タブレット、腕時計型端末等の通信機能のある機器	時計としての使用も認めません。必ず、電源を切ってかばんにしまってください。
電卓・電子辞書・音楽プレーヤー・ICレコーダー等の電子機器	必ず、電源を切ってかばんにしまってください。
耳栓	試験監督員の指示が聞こえない可能性があるので使用を認めません。
飲食物	ペットボトル飲料、飴、ガム等を含みます。
黒のボールペン以外の筆記用具(蛍光ペン、赤ペン、鉛筆、シャープペンシル等)、筆箱	
帽子等	フードの着用も認めません。
空間除菌グッズなど	

- ⑨ 合格者発表は、前述掲示板にて確認してください。電話による合否に関する問い合わせには応じません。
- ⑩ 第2次試験は、第1次試験合格者発表の際に、受験生ごとに第2次試験日のうち特定の時刻を指定します。

(14) 「不正行為」に関する注意事項

早稲田大学では、入学試験を厳正に実施し、全ての受験者が公平・公正に受験できるよう、以下の注意事項を定めています。当学入学試験の受験に際しては、この注意事項を熟読のうえ、真剣な態度で試験に臨んでください。

1. 出願の際に当学に提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載・剽窃等があった場合は、不正行為となることがあります。
2. 次のことをすると不正行為となることがあります。
 - ① カンニングをすること（試験時間中にカンニングペーパー・参考書等を隠し持つ・使用する、他の受験者の答案等を見る、他の人から答えを教わる、身体・物品・机などにメモをすることなど）。
 - ② 筆記試験において、使用を認められていない物品を使用すること。
 - ③ 筆記試験において、「試験開始です。」の指示の前に、問題冊子・解答用紙に触れること（冊子を開く、解答を始める、裏面・余白などに書き込みを行うなど）。
 - ④ 筆記試験において、「試験終了です。筆記用具を置き、解答用紙を裏返しにしてください。」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けたりすること。
 - ⑤ 試験時間中に、答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。
 - ⑥ 試験時間中に携帯電話等を身に付けること、使用すること。
 - ⑦ 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすこと。
 - ⑧ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - ⑨ 試験場において試験監督員等の指示に従わないこと。
 - ⑩ 志願者以外のものが志願者本人になりすまして試験を受けること。
 - ⑪ その他、試験の公平性を損なう行為をすること。
3. 不正行為の疑いがある場合、次のような対応をとることがあります。
 - ・試験監督員等が注意をする、または事情を聴くこと。
 - ・別室での受験を求めること。
4. 不正行為と認められた場合、次のような対応をとることがあります。
 - ・当該年度における当学の全ての入学試験の受験を認めないこと（入学検定料は返還しない）。
 - ・当該年度における当学の全ての入学試験の結果を無効とすること。

(15) 早稲田大学入学試験実施に際して

早稲田大学では、入学試験の実施に際し、以下のような対応をとることがあります。あらかじめご了承ください。

◆ 受験環境について

可能な限り公平・静粛な受験環境の確保に努めますが、やむを得ず以下のような対応をとることがあります。

- ① 生活騒音（航空機・自動車・風雨・空調の音、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、携帯電話等の鳴動など）が発生した場合でも、原則として特別な措置は行いません。
- ② 試験中に携帯電話や時計などの音・振動などが発生し、発生源のかばんなどが特定できた場合、持ち主の同意なく監督員が試験場外に持ち出し、試験本部で保管すること、あるいはかばんの中から携帯電話・時計等を取り出し鳴動停止の操作をすることがあります。
- ③ 隣席の受験者の手洗いや、体調不良による入退室のため、試験監督員の指示により席を立っていただくことがあります。
- ④ 机、椅子、空調、音響設備等の試験教室による違いは一切考慮しません。
- ⑤ 他の受験者が迷惑と感じる行為がある場合、別室受験を求めることがあります。

◆ 不可抗力による事故等について

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、その他不可抗力による事故等や交通機関の乱れが発生した場合、試験開始時刻の繰下げ、試験の延期等の対応措置をとることがあります。ただし、それに伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

◆ 病気

試験当日は救護所に看護師が待機しています。試験中に病気などで受験に耐えられなくなった場合には、その旨を試験監督員に申し出てください。ただし、診察等に時間がかかった場合でも、試験時間の延長は認めません。

※学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹等）に罹患し治癒していない場合、他の受験生や監督員等への感染の恐れがあるため、受験をご遠慮ください（在宅でのオンラインによる口述試験についてはこの限りではありません）。また受験をご遠慮するなどで欠席した場合でも、追試験の実施や入学検定料の返還は行いません。

◆ 遺失物

物品を紛失した場合は、各試験場の監督員または係員に申し出てください。また、翌日以降は法学研究科事務所（EMAIL: gradlaw@list.waseda.jp）まで問い合わせてください。なお、入試当日の遺失物については、法学研究科事務所で3か月間保管し、その後処分いたします。

◆ 付添者について

試験当日、受験者以外の方は試験会場に入れません。

（16） 出願書類および検定料の返還について

一度受理した書類およびお支払いいただいた入学検定料は、原則として返還いたしません。ただし、下記のケースに該当する場合は、入学検定料に限り全額または超過分を返還いたします。該当する方は早稲田大学法学研究科（EMAIL: gradlaw@list.waseda.jp）までご連絡ください。

- 1) 入学検定料を所定額より多く支払った。
- 2) 入学検定料を支払ったが、出願書類は提出しなかった。
- 3) 入学検定料を支払ったが、出願締切後に書類を提出した。
- 4) 入学検定料を支払い、書類を提出したが、書類の不備や出願資格を満たしていない等の理由により、出願が受理されなかった。
- 5) その他正当な理由があると大学から認められた場合

なお、クレジットカードにより入学検定料を納入された場合や、日本国外の金融機関口座へ入学検定料を返還する場合、返還に伴い発生する手数料等は志願者の負担となります。

3. 入 学 手 続

(1) 手 続 期 限

2020年12月中旬（予定）

※手続書類はすべて郵送により受付け、締切日の消印有効とします。

※手続書類は、11月下旬頃『志願票』に記載された住所宛に送付します。国外出願者に対しては手続書類の一部を早期に送付し、入学手続を行っていただきます。住所を変更する場合には、必ず連絡をしてください。

※入学手続についての詳細は、最終合格者に送付する「入学手続の手引き」をご参照ください。

(2) 手続に必要な書類等

- a. 「誓約書・保証書」兼「個人情報の取扱いに関する同意書」
- b. 研究倫理に関する誓約書
- c. 「住民票記載事項証明書」または「住民票」（外国籍の方は「住民票」）
- d. 出身学校・研究科の卒業（修了）証明書/学位取得証明書（2020年3月卒業見込者のみ）※
- e. 入学手続用紙
- f. 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- g. 学生証用写真カード
- h. 学費等振込領収証のコピー（入学手続料振込の証明）
- i. 在留資格認定証明書申請書類（※外国籍の方のうち、国外出願者のみ）

※中国の大学を卒業された方は、中国政府学歴認証センター（または中国政府指定学歴・学籍認証センター日本代理機構）が発行する「学歴認証報告書（英語版）」「成績認証報告書（英語版）」による提出も認めます。

※在留資格認定証明書申請について

当学へ入学を許可された外国籍学生は、在留資格「留学」を取得することができます。日本に入学するため、在留資格を申請するには、まず日本国内の法務省入国管理局に「在留資格認定証明書」を申請する必要があります。早稲田大学では入学手続を完了した国外出願の外国籍学生に限り、本人に代わって入国管理局に「在留資格認定証明書」の代理申請を行います。代理申請後、「在留資格認定証明書」が入国管理局より早稲田大学に交付されましたら、早稲田大学から申請者に郵送いたします。「在留資格認定証明書」を受け取った後は、パスポートとともに日本大使館、領事館で「留学」ビザ（査証）を申請してください。「在留資格認定証明書」の交付には1～2ヶ月の時間を要しますので、入学手続時に、必要書類を当研究科まで送付してください。

(3) 入学金・学費・諸会費

2021年度入学者 入学金・学費・諸会費

(単位：円)

年度	納入期	入学金	学 費		諸会費					合 計
			授業料	演習料	学生健康増進 互助会費	学会 入会金	学会 会費	学友会 会費	校友会費	
初年度	入学時 (春学期)	200,000	312,000	1,500	1,500	5,000	1,000	1,250	—	522,250
	秋学期	—	312,000	1,500	1,500	—	1,000	1,250	—	317,250
	計	200,000	624,000	3,000	3,000	5,000	2,000	2,500	—	839,500
第2年度	春学期	—	412,000	1,500	1,500	—	1,000	1,250	—	417,250
	秋学期	—	412,000	1,500	1,500	—	1,000	1,250	40,000	457,250
	計	—	824,000	3,000	3,000	—	2,000	2,500	40,000	874,500

- (注意) 1. 当大学, 当大学大学院または専攻科の在学, 卒業, 修了または退学者が再度入学する場合, 入学金が免除されます。詳細については、合格者に送付される「入学手続の手引き」をご参照ください。
2. 早稲田大学法学部等に在籍したことがある場合は、学会入会金は免除となります。ご自身が該当するかどうか不明な場合は、当研究科事務所までお問い合わせください。
3. 校友会費は本学学部出身者、編入学者は免除されます。
4. 学費等は改定されることがあります。

一度提出した書類および納入した入学金(登録料)、学費・諸会費(春学期分)は、原則として返還しません。ただし、やむを得ない事情により入学を辞退する場合や、入学までに入学資格を満たさなかった場合には、学費・諸会費(春学期分)のみ返還の対象となります。手続方法等、詳細については、合格者に送付される「入学手続の手引き」をご参照ください。

※当研究科と、他の研究科や学部とに、正規学生の身分で重複して在籍することはできません。

早稲田大学大学院法学研究科

修士課程社会人入学試験要項

現代日本社会は、グローバル化と呼ばれる現象への対応により、大きく変動しており、これに伴って法現象にも重大な変化が見られる。このような社会と法の変化を理論的にいかに認識するか、この認識に立って法や法理論の創造にどのように取り組み、また法実務をいかに方向付けるべきか、当研究科はこうした学問研究に取り組んでいる。

社会人に用意された本コースの狙いは、特定の「研究課題」に焦点を絞り、社会人が持つ実務経験と、大学での学問理論の蓄積を交流させることにより、社会的現実を視野に入れた学問理論の発展と、学問理論に根ざした実務の展開を展望することにある。このコンセプトに賛同される社会人の積極的な参加を期待している。

1. 2021年度募集の「研究課題」

研究課題	研究指導	指導教員	
「環境問題と法」	環境法研究（民事法学専攻）	教授	大塚直
	国際関係法（公法）研究（公法学専攻）	教授	河野真理子
	法社会学研究（基礎法学専攻）	教授	榎澤能生
「知的財産紛争と法」	知的財産権法研究（民事法学専攻）	教授	高林龍
		准教授	ラーデ・マッハ・クリストフ
「租税紛争と法」	行政法研究（公法学専攻）	教授	渡辺徹也
	行政法研究（公法学専攻）	教授	田村達久
「社会保障、社会福祉・成年後見の法と行政」	労働・社会法研究（民事法学専攻）	教授	菊池馨実
	民法研究（民事法学専攻）	准教授	橋本有生
「国際海事問題の実務と法」	商法研究（民事法学専攻）	教授	箱井崇史
	国際関係法（公法）研究（公法学専攻）	教授	河野真理子

※詳細は「社会人入試による研究課題について」の項目を参照。

2. 受 験 要 領

(1) 出 願 資 格

以下の[共通]資格および出願予定研究課題が定める資格をいずれも満たす者。

[共通]

2021年4月までに下記①～④のいずれかの要件を満たしてから満5年以上経過した者、もしくは当研究科において、個別の資格審査により、それと同等以上の学力があると認めた者。

※個別の資格審査については、当研究科事務所（EMAIL: gradlaw@list.waseda.jp）へお問い合わせください。

- ① 大学を卒業した者。
- ② 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者。
- ③ 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者。
- ④ 文部科学大臣の指定した者。

「環境問題と法」

前述[共通]の資格を有する者で、官公庁、学校、企業および法曹等の実務経験が3年以上の者、または、前記の実務経験がなくても、環境問題に強い関心をもっている者（例えば環境保護運動に携わった経験を有する者）。

「知的財産紛争と法」

前述[共通]の資格を有する者で、官公庁、学校、企業および法曹等の実務経験が3年以上の者、または、前記の実務経験がなくても、知的財産紛争に強い関心をもっている者。

「租税紛争と法」

前述[共通]の資格を有する者で、官公庁、学校、企業、税務系事務所および法曹等の実務経験が3年以上の者、または、これと同等以上の経験を有する者。

「社会保障、社会福祉・成年後見の法と行政」

前述[共通]の資格を有する者で、官公庁、学校、企業、各種団体および法曹等の実務経験が3年以上の者、または、前記の実務経験がなくても、社会保障・社会福祉等に強い関心を持ち、同等の知識・経験を有すると認められる者。

「国際海事問題の実務と法」

前述[共通]の資格を有する者で、官公庁、学校、企業および法曹等の実務経験が3年以上の者、または、前記の実務経験がなくても、海法に強い関心を持ち、同等の知識・経験を有すると認められる者。

身体機能の障がいや疾病等により、受験・就学に際して配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、当研究科までお問合せください。また、大きな病気やけがのため、受験に支障をきたす恐れがある場合、あるいは出願後にそのような状態になった場合でも、速やかにお問合せください。

(2) 募 集 人 員 若干名

(3) 出 願 期 間

- ・ 国外出願期間：2020年7月27日（月）～ 7月31日（金） ※郵送・締切日**必着**
- ・ 国内出願期間：2020年7月27日（月）～ 7月31日（金） ※郵送・締切日**消印有効**

※志願者の居住地によって「国内出願」と「国外出願」とに区分が分かります。

以下の定義により自身の出願区分を確認してください。

	国内出願	国外出願
対 象	出願時に日本国内に居住する者	出願時に日本国外に居住する者
資格確認	志願票に記載された「現住所」から判断します	

(4) 出 願 先 ・ 出 願 方 法

1. 以下リンク、または法学研究科Webページ上の申請フォームより出願情報の登録をしてください。

【申請フォーム】※7月27日からアクセス可能となります。

<https://my.waseda.jp/application/noauth/application-detail-noauth?param=NCgTkGSG9mo4lhq873yBkQ>

【Webページ】 <https://www.waseda.jp/foaw/glaw/applicants/admission/>

2. 出願書類一式を市販の封筒に封入し、以下の宛先に送付してください。

宛先： 〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学 大学院法学研究科 入試係
Graduate School of Law, Waseda University
1-6-1 Nishi-Waseda, Shinjuku-ku Tokyo 169-8050, Japan

※国内出願の場合は簡易書留便(宛名ラベルのダウンロード可)で、国外出願の場合は国際スピード郵便(EMS)で送付してください。

<出願上の注意>

- ・ 入学検定料支払いと出願書類の提出・受理をもって出願が完了します(入学検定料が免除になるケースを除く)。
- ・ 出願書類の提出方法は郵送のみです。カウンターへの持ち込みは一切認めません。
- ・ 出願書類は時間に余裕を持って送付するようにしてください。出願締切日を過ぎた書類は一切受け付けません。
- ・ 書類到着の確認は、郵便局の追跡サービス(国外出願の場合はEMS等の追跡サービス等)を利用してください。
- ・ 出願書類に不備や不足書類があった場合は、受験資格を失うことがあります。必要書類が揃っているか十分に確認の上、出願をしてください。また当学から連絡があった時はすみやかにその指示に従ってください。
- ・ 一度提出した書類・資料の返還は原則として行いません。ただし、再発行が不可能な書類に限り書類の返還を行います。希望する場合は必ず「提出書類返還依頼書」を記入し、出願書類と一緒に送付してください。
- ・ 出願後に志願票に書かれた住所・電話番号・Eメールアドレス等を変更した場合は、速やかに当研究科事務所に連絡をしてください。志願票に書かれた情報を変更したことが原因で当大学からの連絡が届かなかったとしても、当大学は一切の責任を負いません。

(5) 入学検定料 30,000円 (※外国送金の場合は32,500円)

検定料支払可能期間・支払方法

	支払可能期間	支払方法
国外出願	2020年7月20日(月)～7月31日(金)	A. クレジットカード・中国オンライン決済 B. 外国送金
国内出願		A. クレジットカード・中国オンライン決済 C. コンビニ検定料収納

※出願前に必ず振込んでください。出願後の振込は一切認めません。

※国費外国人留学生として当研究科に入学する方は、検定料が後日返金される場合があります。

※OECD/DACが発行するODA受給国リストに掲載される「Least Developed Countries」「Other Low Income Countries」の認定国に居住し、かつ該当国の国籍を有する方は、本人からの申請に応じて検定料を免除します。該当する方は出願前に当研究科事務所までご相談ください。(日本国内からの出願は対象外)

A. クレジットカード・中国オンライン決済

・クレジットカード・中国オンライン決済での支払いに際しては、パソコンより「インターネット上の支払いサイト」(<https://e-shiharai.net/card/>)にアクセスをして所定申込手続を完了させる必要があります。

※英語版のURLは上記とは異なりますのでご注意ください。(<https://e-shiharai.net/ecard/>)

・支払い終了後、決済完了が表示されたWebページを印刷し、「志願票 No. 2」にクリップ留めして提出してください。

※支払いは、土日・祝日を問わず、24 時間いつでも可能です。

※支払いに使用するカードは志願者本人以外の名義でも構いません。ただし、家族・知人が代理で手続をする場合でも、「基本情報」には必ず志願者本人の情報を記入するようにしてください。

・e-shiharai.netの「カテゴリ選択」では、以下のとおり選択してください。

第一選択	法学研究科
第二選択	2021年4月入学
第三選択	修士課程
第四選択	一般入試(国内受験) 30,000円

B. 外国送金

入学検定料 30,000 円に円為替手数料 2,500 円を加算した**合計 32,500 円**を、次の要領に従って金融機関より送金して下さい。現地金融機関において別途手数料がかかる場合は、上記金額とは別に窓口で支払って下さい。

また、「外国送金依頼書」のコピーを提出書類に同封して下さい。

<外国送金要領>

送金種類	電信送金 (Telegraphic Transfer)
支払方法	通知払 (Advise and Pay)
振込銀行手数料	依頼人負担 (Payer's Responsibility)
円為替手数料	受取人負担 (Payee's Account)
送金額	入学検定料に円為替手数料を加えた金額: 32,500円 (検定料+円為替手数料2,500円) ※現地金融機関において別途手数料が必要となる場合、この金額とは別に窓口で手続き時にお支払いください。
送金目的	入学検定料 (Screening Fee)
送金先銀行名	三菱UFJ銀行 (MUFG Bank, Ltd.)
支店名	江戸川橋支店 (Edogawabashi Branch)
口座番号	0035967FHH
受取人	早稲田大学 (Waseda University)
銀行住所	〒112-0014 東京都文京区関口1-48-13 (1-48-13, Sekiguchi Bunkyo-ku Tokyo 1120014, Japan)
スウィフトコード	BOTKJPJT
備考	必要連絡事項 (Message to Payee, if any) には受験者本人の氏名 (Applicant's name) の前に法学研究科箇所コード「33」を必ず記入してください。

C. コンビニ検定料収納

- ・入学検定料は最寄りのコンビニエンスストアで支払ってください。
 - ・コンビニエンスストアでの支払いに際しては、事前にパソコンもしくは携帯電話よりインターネット上の「入学検定料コンビニ支払いサイト」 (<https://e-shiharai.net/>) にアクセスをして所定の申込手続を完了させる必要があります。
 - ・支払い終了後、『入学検定料・選考料取扱明細書』の「収納証明書」部分を切り取り、『志願票 No. 2』の所定欄に貼り付けて提出してください。詳細は6ページにある「コンビニエンスストアでの入学検定料支払方法」を確認してください。
 - ・支払いは、土日・祝日を問わず、24時間いつでも可能です。ただし、納入期間最終日の「Webサイトでの申込」は23:00まで、コンビニエンスストア店頭での支払手続は23:30までとなりますので注意してください。
- ※家族・知人が代理で手続をする場合でも、必ず志願者本人の情報を入力するようにしてください。
- ※コンビニエンスストアでの支払いが困難な方は、事前に当学部（研究科）まで連絡してください。
- ・e-shiharai.netの「カテゴリ選択」では、以下のとおり選択してください。

第一選択	法学研究科
第二選択	「次の第3選択へ」
第三選択	「次の第4選択へ」
第四選択	修士課程 一般／社会人 30,000円

(6) 出 願 書 類

提出書類	
志願票 No.1	【所定用紙】 ・全ての項目において、漏れなく、誤りの無いよう記入してください。出願後に、志願票に書かれた住所・電話番号・Email アドレス等を利用して当研究科より連絡を取る場合がありますので、間違いの無いように記入してください。 ・当学では、入学試験の円滑な実施と入学手続の必要上、戸籍上の性別情報を収集しています。なお、性別情報収集にあたっては合理的理由があると判断される必要最小限に留め行っています。 https://www.waseda.jp/inst/diversity/support/sexual-minority/ ・学歴については、予備校・語学学校などの記入は不要です。
志願票 No.2	【所定用紙】 ・検定料をクレジットカード・中国オンライン決済で支払った場合は決済完了が表示された Web ページを、外国送金で支払った場合は外国送金申請書のコピーを出願書類に同封してください。検定料をコンビニエンスストアにて支払った場合は、検定料収納証明書を所定欄に貼付してください。 ・志願票に貼る写真は、以下の条件を満たすものとしてください。 ■縦4cm×横3cmの証明写真 出願前3ヶ月以内に撮影したカラー写真（上半身・正面・無帽・無背景・枠なし） ■マフラーやサングラスなどを着用したままで撮影された写真は受け付けません。 ■スナップ写真等の不鮮明な写真や、髪型の違い等により個人の判別・本人確認が困難な写真は受け付けません。 ■証明写真ボックスで撮影されたスピード写真は受け付けますが、家庭等で撮影された写真は受け付けません。 ■裏面に氏名を記入のうえ、所定欄に全面糊付けしてください。 ■提出された写真は、試験当日の本人確認や、入学後の学生証の写真として使用しますので、本人を判別できるような写真を用意してください。また、学内諸手続における本人確認、および学内の各種Webサービス等に本人情報として登録しますので、予めご了承ください。
各種証明書	①卒業(修了)証明書<卒業(修了)見込みの者は卒業(修了)見込証明書> ②学位取得証明書 ※中国の大学を卒業した場合のみ ③成績証明書 ④在職証明書 ・必ず証明書の原本を提出してください(コピーは不可)。 ・志願票 No. 1 の「学歴」欄に記載した学歴について証明する証明書をすべて提出してください（大学の科目等履修生に在籍されていた方は、必ず在籍を証明する証明書も提出してください）。 ・証明書は 日本語または英語 で書かれたものを提出してください。日本語または英語で発行できない場合は、翻訳文を作成し、翻訳文の内容が正しいことを証明する公証書(原本)とあわせて提出してください。 ・卒業(修了)見込の場合は、卒業(修了)見込証明書を提出し、合格後、入学手続を行う際に卒業(修了)証明書/学位取得証明書を必ず提出してください。 ・大学卒業後、大学院に進学した場合は、大学と大学院の証明書の両方を提出してください。 ・中国の大学を卒業し、学位を取得した学生は学位取得証明書と卒業(修了)証明書の両方を提出してください（中国の大学を卒業して学位が取得できなかった場合でも、通常の課程による16年の学校教育を修了していれば出願資格はあります）。 ・中国の大学を卒業された方は、中国政府学歴認証センター（または中国政府指定学歴・学籍認証センター日本代理機構）が発行する「学歴認証報告書(英語版)」「成績認証報告書(英語版)」による提出も認めます。 ・成績証明書は、大学学部以上の全学期の成績が記載されたものを提出してください。大学卒業後、大学院に進学して修了した場合は、大学・大学院両方の成績証明書を提出してください。 ・大学・大学院に在学中に留学をされた場合は、留学期間および留学中に取得した成績が明記された証明書をご提出ください。 ・休学・兵役等の期間があった場合は、その旨を証明する大学または公的機関発行の証明書を提出してください。 ・編入学している者は編入学前の学部の成績証明書も提出してください。 ・飛び級または繰り上げ卒業により、飛び級した学年、理由などが成績証明書に記載されていない場合は、それを証明する大学作成の書類を別途提出してください。 ・在職証明書は、官公庁・学校・会社等に在職している者のみ提出。 (健康保険証のコピー可) 【中国の大学を卒業（修了）された方は以下の手続きも必要です】 ・CHSI（中国高等教育学生信息网）が発行する、英文の「学歴認証報告書」をCHESICCから法学研究科事務所（gradlaw@list.waseda.jp）へメールで直送されるよう手配してください（詳細についてはCHESICCのWebサイト（https://www.chsi.com.cn/en/pvr/）をご確認ください）。 ・必ず出願期間締切日までに本学へ「学歴認証報告書（英文版）」が届くよう、余裕を持って準備してください。 ・CHESICCから直接メールで届く「学歴認証報告書（英文版）」のみ有効とします。

研究計画書	[所定用紙]・研究計画書には、志望動機・当研究科での研究テーマ、そのテーマについて自身で勉強したこと、および入学後の研究予定を 2000 字程度で記入してください。
履歴書	[所定用紙]・写真は、志願票(No.2)と同一のもの。
職歴調査書	[所定用紙]
推薦状	[所定用紙]※提出は任意とします。 ・所定様式のものを推奨しますが、所定様式以外の推薦状でも出願は可能です。 ・推薦状は 2019 年 4 月以降のものを必ず厳封の上、提出してください。 作成日付の古いもの、厳封がないものは原則無効とします。 ・推薦状は日本語または英語で作成してください。それ以外の言語で作成する場合は日本語または英語訳を作成し、推薦状の原本と一緒に提出してください。公証は必要ありません。 ・記入は出願者自身を勉強面・生活面全般で良く理解している方に依頼してください。(例:所属した大学の教員等)
語学能力証明書 ※該当者のみ提出	①日本語能力試験(JLPT)1 級もしくは N1 合格の「合否結果通知書」のコピー ②日本留学試験(EJU)「日本語」の成績(記述を除く)260 点以上の「成績通知書」のコピー ③日本語能力が上記①、②の基準を満たしていることを証明する推薦状 [所定用紙] ・外国において通常の課程による 16 年の学校教育すべてを修了した方のみ提出してください。 ・①もしくは②のどちらかを提出してください。(2019 年度以前の日本留学試験もしくは日本語能力試験の結果のみを有する者は過去の試験の成績書類を提出してください) ・新型コロナウイルス感染症の影響により上記試験が中止になった影響により、①もしくは②の提出ができず、過去の受験経験も無い場合は③を提出してください。
留学にかかる 経費負担計画書 ※該当者のみ提出	[所定用紙] ※外国籍(日本国永住者以外)の方のみ提出 ・所定の用紙に、当学に留学する間の総費用(修士課程 2 年分の学費及び生活費)をどのように負担するのかについて、日本語または英語で記入してください。 ・志願者本人の署名を忘れないようにしてください。 ・経費負担計画書の「政府またはその他財団(Government/sponsoring agency)」の欄に記入された方は、給付金額および給付期間を明示した奨学金の給付に関する証明書を提出してください。
在留資格認定証明書 交付申請書 ※該当者のみ提出	[所定用紙] ※日本国外在住の外国籍の方で在留資格の代理申請を希望する方のみ提出してください。 ・合格した際に大学の代理申請書類として使用します。 ・申請人等作成用 1, 2, 3 の 3 枚を提出してください。 ・PC 入力、手書き記入のいずれも可能です。PC 入力の場合は所定様式を変更しないでください。
パスポートのコピー ※該当者のみ提出	※外国籍の方のみ提出 ・写真が掲載されたページのコピーを提出してください。(有効期限に注意をしてください)。
在留資格証明書 ※該当者のみ提出	※有効な在留カード/外国人登録証明書(表・裏両面)のコピーまたは住民票の写しを提出してください。在留カード更新中の方は更新後の在留カードの両面コピーを再度ご提出ください。
提出書類 返還依頼書 ※該当者のみ提出	[所定用紙] ※返還を希望する方のみ提出 ・再発行が不可能なものに限り、書類を返還いたします。「提出書類返還依頼書」に再発行が出来ない書類とその理由を明記して、他の出願書類と一緒に送付してください。当大学が確認を行い、再発行が不可能だと判断したもののみ、返還をいたします。なお成績証明書、語学能力証明書、公証書に関しては、一切、返還は行いません。なお返還作業には1〜2ヶ月かかりますので、予めご了承ください。
提出書類 チェックリスト	[所定用紙] ・チェックリストに記されている書類が全て揃っているかを確認し、出願書類とともに同封してください。なお、不足書類がある志願者は、不足書類の理由欄に書類名および提出遅延の理由を記載してください。

- ・[所定用紙]フォーマットはすべて当研究科のホームページからダウンロードしてください。
- ・証明書を日本語または英語で発行できない場合は、自分で日本語または英語の翻訳文を作成し、大使館・公証所等による翻訳文が正しいことを証明する公証書を添付のうえ、書類を提出してください。
- ・改姓のため、証明書等に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本等もご提出ください。
- ・出願書類は志願者によって一部異なります。上記一覧表で必要な提出書類を確認してください。

出願時に、本入試要項記載の出願資格を満たすために大学入学資格取得見込の証明書を提出された方につきましては、入学手続時に、その資格取得を証明する書類を提出してください。入学試験に合格されても、入学までにその資格取得の証明書を提出できない(大学入学資格を満たすことができない)場合は、入学を認められませんので注意してください。

出願の際に当学に提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載・剽窃等があった場合は、不正行為とみなし、入学試験の結果を無効とすることがあります。なお、その場合も提出された書類・資料等および入学検定料は返還しません。

(7) 受験票の送付

出願受付後、出願が受理された志願者に対し、志願票に記載された住所宛に受験票等を送付します。試験実施日の7日前になっても受験票が届かない場合は、直ちに当研究科事務所(E-mail: gradlaw@list.waseda.jp)までお問い合わせください。受験票は入学後、学生証の交付時に必要となりますので、大切に保管してください。

(8) 試験科目

小論文試験および口述試験

※履歴書、職歴調書、研究計画書等も含め、総合的に判定して合否を決定します。

(9) 試験期日および合格者発表日

試験日	合格者発表日
2020年9月5日(土)	2020年9月17日(木) 午前10時(予定)

(10) 試験時間割

小論文試験	口述試験
10:00～11:30	14:00～

※口述試験時刻は、受験生ごとに前後いたします。

(11) 試験場

小論文	口述試験
早稲田キャンパス8号館地下1階B101・B102教室 ※予定。確定情報は受験票でお知らせします。 ※現地試験会場への移動時や休憩時はマスクまたはシールドの色が無色のフェイルシールドの着用が必須となります。体質的にマスク等の着用が難しい場合は事前に御相談ください。 ※当日は試験環境を妨げない範囲で定期的に教室の窓や扉を解放するなどし、換気を行います。 ※当日は監督員も試験監督業務従事の際にはマスクまたはフェイスシールドの着用を必須とします。	早稲田キャンパス8号館の教室に法学研究科が口述試験実施用のPCを設置し、口述試験官とは別室でオンラインでの実施を予定しています。 ※予定。確定情報は受験票でお知らせします。

(12) 合格者発表

合格者発表日時に、早稲田キャンパス8号館1階当研究科掲示板および当研究科ホームページ上で合格者の受験番号を発表します。

※法学研究科ホームページ: www.waseda.jp/folaw/glaw/

※合格通知書の発行を希望する場合は、合格発表後に当研究科事務所へご連絡ください。合格発表日時以降対応します。

(13) 注 意 事 項

【受験生の皆さんへお願い】

- ・ 万全の体調で試験に臨めるよう、普段から手洗いやうがいを慣行し、ご自身の健康には十分留意してください。
- ・ 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹等）に罹患し、治癒していない場合、他の受験者や監督員等への感染の恐れがあるため、受験をご遠慮ください。また受験を遠慮するなど欠席した場合でも、追試験の実施や入学検定料の返還は行いません。
- ・ 当日来校の際や移動時にはマスクやフェイスシールド（無色）を着用必須とします。

- ① 受験生は各科目試験開始時刻の 30 分前までに、試験教室に入室し、自分の受験番号の席についてください。20 分前から、監督員による説明があります。
試験場には受験票・筆記具を持参し、受験票は机上に置いてください。
- ② 小論文試験開始後 20 分を経過してからの入場は一切認めず、口述試験の受験も認めません。
- ③ 答案は、黒のボールペン書きとします。（修正液・修正テープの使用を認めます。鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペンの使用は認めません。）
- ④ 携帯電話、PHS、スマートフォン等は、必ず電源を切ってかばんにしまってください。時計としての使用も認めません。
- ⑤ いかなる場合も解答用紙は提出してください。試験終了時刻より前に答案が完成した場合でも、試験時間終了後、答案の回収・確認作業が完了し監督員の指示があるまで退室できません。
- ⑥ 試験時間中に使用できる物品は以下のとおりです。ただし、「試験時間中に使用できる物品」を使用している場合でも、不正行為防止のため、必要に応じて試験監督員が確認することがあります。また、文房具・時計等の貸し出しは行っていないので、必要な物品は各自で忘れずに持参してください。
- ⑦ 万が一、当日筆記試験の実施が困難となった場合は、他形式での入学試験を実施予定です。
その場合は全出願者へ E メールで連絡します。

【試験時間中に使用できる物品】

物品	注意事項
黒のボールペン	消えるボールペンの使用は認められません。
修正液・修正テープ	
時計・ストップウォッチ	試験教室に時計は設置していませんので、必ず各自で持参してください。 ただし、次項の点に留意してください。 ・ 秒針音のするものは周囲の受験者の迷惑となる可能性があるため、使用を認めません。 ・ 辞書・電卓等、時計・計時以外の機能のあるものは、使用を認めません。 ・ 通信機能のあるものは、それが電波を発しない状態であっても使用を認めません。 ・ 携帯電話等を時計として使用することは認めません。 ・ 試験時間中に時計のアラーム音等が鳴った場合、不正行為となることがあります。 ・ その他、他の受験者の迷惑になる可能性や試験の円滑な実施に支障をきたす、または不正行為につながると試験監督員が判断した場合、試験場において試験監督員が確認し、使用を認めない場合があります。

マスク	・着用必須です。 ・無地のものにかざり使用を認めます。 ・写真照合の際にいったん外していただくことがあります。		
フェイスシールド	シールド部分が無色透明のものに限り使用を認めます。		
ビニール手袋	無地のものにかざり着用を認めます。		
ティッシュペーパー・ 手指用ティッシュ	袋または箱から中身だけ取り出して使用してください。		
手指用消毒液	・試験期間中は持参した手指用消毒液の仕様を認めません。手指の消毒を希望する場合は、試験監督員に申し出てください。 ・教室にも手指用消毒液を複数設置する予定です。		
ハンカチ・ハンドタオル	文字や地図等がプリントされているものは使用を認めません。		
座布団・ひざ掛け	文字や地図等がプリントされているものは使用を認めません。		
目薬・点鼻薬	試験時間中は机上に置かず各自の荷物の中にしまっておき、使用する場合は試験監督員に申し出てください。		
持込の認められた辞書等	<table border="1"> <tr> <td>小論文</td><td> (当日認められた場合に限り) 六法 *使用可能な六法は、有斐閣「六法全書」、有斐閣「ポケット六法」、三省堂「デイリー六法」のいずれかに限ります。 *上記 3 種類の六法の「追録」(出版社発行のものに限る。自らプリントアウトしたもの等は含まれない) は「六法」に含めます。 *六法の「付録」(改正法案、六法の使い方等) は、「六法」に含まれません。 </td></tr> </table> ※電子辞書等は上記に含まれません。 ※専門用語辞典(法律用語辞典、外国法辞典等)は上記に含まれません。 ※いずれも原則として書き込みがあるものは使用できません。但し、書き込みがマーカーや線引きのみの場合には、試験監督が確認の上、使用を認めることがあります。 ※付箋の使用は認めません。 ※辞典・六法の貸し出しは一切行いません。 ※六法の使用可否は、当日までお伝えできません。六法を持参するかどうかは各自でご判断ください。	小論文	(当日認められた場合に限り) 六法 *使用可能な六法は、有斐閣「六法全書」、有斐閣「ポケット六法」、三省堂「デイリー六法」のいずれかに限ります。 *上記 3 種類の六法の「追録」(出版社発行のものに限る。自らプリントアウトしたもの等は含まれない) は「六法」に含めます。 *六法の「付録」(改正法案、六法の使い方等) は、「六法」に含まれません。
小論文	(当日認められた場合に限り) 六法 *使用可能な六法は、有斐閣「六法全書」、有斐閣「ポケット六法」、三省堂「デイリー六法」のいずれかに限ります。 *上記 3 種類の六法の「追録」(出版社発行のものに限る。自らプリントアウトしたもの等は含まれない) は「六法」に含めます。 *六法の「付録」(改正法案、六法の使い方等) は、「六法」に含まれません。		

- ⑧ 上記記載の「試験時間中に使用できる物品」以外の物品の使用は原則として認めません。机上に置いている場合や使用した場合は、不正行為とみなされる場合があります。次項に「試験時間中に使用を認めない物品」の一例を示します。

【試験時間中に使用を認めない物品】

物品	備考
携帯電話、PHS、スマートフォン、タブレット、腕時計型端末等の通信機能のある機器	時計としての使用も認めません。必ず、電源を切ってかばんにしまってください。
電卓・電子辞書・音楽プレーヤー・IC レコーダー等の電子機器	必ず、電源を切ってかばんにしまってください。
耳栓	試験監督員の指示が聞こえない可能性があるので使用を認めません。
飲食物	ペットボトル飲料、飴、ガム等を含みます。
黒のボールペン以外の筆記用具（蛍光ペン、赤ペン、鉛筆、シャープペンシル等）、筆箱	
帽子等	フードの着用も認めません。
空間除菌グッズなど	

- ⑨ 合格者発表は、法学研究科 Web サイトまたは前述掲示板にて確認してください。電話による可否に関する問い合わせには応じません。

(14) 「不正行為」に関する注意事項

早稲田大学では、入学試験を厳正に実施し、全ての受験者が公平・公正に受験できるよう、以下の注意事項を定めています。

当学入学試験の受験に際しては、この注意事項を熟読のうえ、真剣な態度で試験に臨んでください。

1. 出願の際に当学に提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載・剽窃等があった場合は、不正行為となることがあります。
2. 次のことをすると不正行為となることがあります。
 - ① カンニングをすること（試験時間中にカンニングペーパー・参考書等を隠し持つ・使用する、他の受験者の答案等を見る、他の人から答えを教わる、身体・物品・机などにメモをすることなど）。
 - ② 筆記試験において、使用を認められていない物品を使用すること。
 - ③ 筆記試験において、「試験開始です。」の指示の前に、問題冊子・解答用紙に触れること（冊子を開く、解答を始める、裏面・余白などに書き込みを行うなど）。
 - ④ 筆記試験において、「試験終了です。筆記用具を置き、解答用紙を裏返しにしてください。」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けたりすること。
 - ⑤ 試験時間中に、答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。
 - ⑥ 試験時間中に携帯電話等を身に付けること、使用すること。
 - ⑦ 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすこと。
 - ⑧ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - ⑨ 試験場において試験監督員等の指示に従わないこと。
 - ⑩ 志願者以外のものが志願者本人になりすまして試験を受けること。
 - ⑪ その他、試験の公平性を損なう行為をすること。
3. 不正行為の疑いがある場合、次のような対応をとることがあります。
 - ・試験監督員等が注意をする、または事情を聴くこと。
 - ・別室での受験を求めること。
4. 不正行為と認められた場合、次のような対応をとることがあります。
 - ・当該年度における当学の全ての入学試験の受験を認めないこと（入学検定料は返還しない）。
 - ・当該年度における当学の全ての入学試験の結果を無効とすること。

(15) 早稲田大学入学試験実施に際して

早稲田大学では、入学試験の実施に際し、以下のような対応をとることがあります。あらかじめご了承ください。

◆ 受験環境について

可能な限り公平・静粛な受験環境の確保に努めますが、やむを得ず以下のような対応をとることがあります。

- ① 生活騒音（航空機・自動車・風雨・空調の音、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、携帯電話等の鳴動など）が発生した場合でも、原則として特別な措置は行いません。
- ② 試験中に携帯電話や時計などの音・振動などが発生し、発生源のかばんなどが特定できた場合、持ち主の同意なく監督員が試験場外に持ち出し、試験本部で保管すること、あるいはかばんの中から携帯電話・時計等を取り出し鳴動停止の操作をすることがあります。

- ③ 隣席の受験者の手洗いや、体調不良による入退室のため、試験監督員の指示により席を立つていただくことがあります。
- ④ 机、椅子、空調、音響設備等の試験教室による違いは一切考慮しません。
- ⑤ 他の受験者が迷惑と感ずる行為がある場合、別室受験を求めることがあります。

◆ 不可抗力による事故等について

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、その他不可抗力による事故等や交通機関の乱れが発生した場合、試験開始時刻の繰下げ、試験の延期等の対応措置をとることがあります。ただし、それに伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

◆ 病気

試験当日は救護所に看護師が待機しています。試験中に病気などで受験に耐えられなくなった場合には、その旨を試験監督員に申し出てください。ただし、診察等に時間がかかった場合でも、試験時間の延長は認めません。

※学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹等）に罹患し治癒していない場合、他の受験生や監督員等への感染の恐れがあるため、受験をご遠慮ください（在宅でのオンラインによる口述試験についてはこの限りではありません）。また受験をご遠慮するなどで欠席した場合でも、追試験の実施や入学検定料の返還は行いません。

◆ 遺失物

物品を紛失した場合は、各試験場の監督員または係員に申し出てください。また、翌日以降は法学研究科事務所（EMAIL: gradlaw@list.waseda.jp）まで問い合わせてください。なお、入試当日の遺失物については、法学研究科事務所で3か月間保管し、その後処分いたします。

◆ 付添者について

試験当日、受験者以外の方は試験会場に入れません。

（16） 出願書類および検定料の返還について

一度受理した書類およびお支払いいただいた入学検定料は、原則として返還いたしません。ただし、下記のケースに該当する場合は、入学検定料に限り返還いたします。該当する方は早稲田大学法学研究科（EMAIL: gradlaw@list.waseda.jp）までご連絡ください。

- 1) 入学検定料を所定額より多く支払った。
- 2) 入学検定料を支払ったが、出願書類は提出しなかった。
- 3) 入学検定料を支払ったが、出願締切後に出願書類を提出した。
- 4) 入学検定料を支払い、出願書類を提出したが、出願書類の不備や出願資格を満たしていない等の理由により、出願が受理されなかった。

なお、クレジットカードにより入学検定料を納入された場合や、日本国外の金融機関口座へ入学検定料を返還する場合、返還に伴い発生する手数料等は志願者の負担となります。

3. 入 学 手 続

(1) 手 続 期 限

2020年12月中旬（予定）

※手続書類はすべて郵送により受け付け、締切日の消印有効とします。

※手続書類は、11月下旬頃『志願票』に記載された住所宛に送付します。

国外出願者に対しては手続書類の一部を早期に送付し、に入学手続を行っていただきます。住所を変更する場合には、必ず連絡をしてください。

※入学手続についての詳細は、最終合格者に送付する「入学手続の手引き」をご参照ください。

(2) 手続に必要な書類等

- a. 「誓約書・保証書」兼「個人情報の取扱いに関する同意書」
- b. 研究倫理に関する誓約書
- c. 「住民票記載事項証明書」または「住民票」（外国籍の方は「住民票」）
- d. 出身学校・研究科の卒業（修了）証明書/学位取得証明書（2020年3月卒業見込者のみ）

※中国の大学を卒業された方は、中国政府学歴認証センター（または中国政府指定学歴・学籍認証センター日本代理機構）が発行する「学歴認証報告書（英語版）」「成績認証報告書（英語版）」による提出も認めます。

- e. 入学手続用紙
- f. 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- g. 学生証用写真カード
- h. 学費等振込領収証のコピー（入学手続料振込の証明）
- i. 在留資格認定証明書申請書類（※外国籍の方のうち、国外出願者のみ）
- j. 教育訓練給付金受給資格の確認（社会人入試合格者のみ）

※在留資格認定証明書申請について

当学へ入学を許可された外国籍学生は、在留資格「留学」を取得することができます。日本に入学するため、在留資格を申請するには、まず日本国内の法務省入国管理局に「在留資格認定証明書」を申請する必要があります。早稲田大学では入学手続を完了した国外出願の外国籍学生に限り、本人に代わって入国管理局に「在留資格認定証明書」の代理申請を行います。代理申請後、「在留資格認定証明書」が入国管理局より早稲田大学に交付されましたら、早稲田大学から申請者に郵送いたします。「在留資格認定証明書」を受け取った後は、パスポートとともに日本大使館、領事館で「留学」ビザ（査証）を申請してください。「在留資格認定証明書」の交付には1～2ヶ月の時間を要しますので、入学手続時に、必要書類を当研究科まで送付してください。

(3) 入学金・学費・諸会費

2021年度入学者 入学金・学費・諸会費

(単位：円)

年度	納入期	入学金	学 費		諸会費					合 計
			授業料	演習料	学生健康増進 互助会費	学会 入会金	学会 会費	学友会 会費	校友会費	
初年度	入学時 (春学期)	200,000	312,000	1,500	1,500	5,000	1,000	1,250	—	522,250
	秋学期	—	312,000	1,500	1,500	—	1,000	1,250	—	317,250
	計	200,000	624,000	3,000	3,000	5,000	2,000	2,500	—	839,500
第2年度	春学期	—	412,000	1,500	1,500	—	1,000	1,250	—	417,250
	秋学期	—	412,000	1,500	1,500	—	1,000	1,250	40,000	457,250
	計	—	824,000	3,000	3,000	—	2,000	2,500	40,000	874,500

- (注意) 1. 当大学, 当大学大学院または専攻科の在学, 卒業, 修了または退学者が再度入学する場合, 入学金が免除されます。詳細については、合格者に送付される「入学手続の手引き」をご参照ください。
2. 早稲田大学法学部等に在籍したことがある場合は、学会入会金は免除となります。ご自身が該当するかどうか不明な場合は、当研究科事務所までお問い合わせください。
3. 校友会費は本学学部出身者、編入学者は免除されます。
4. 学費等は改定されることがあります。

一度提出した書類および納入した入学金(登録料)、学費・諸会費(春学期分)は、原則として返還しません。ただし、やむを得ない事情により入学を辞退する場合や、入学までに入学資格を満たさなかった場合には、学費・諸会費(春学期分)のみ返還の対象となります。手続方法等、詳細については、合格者に送付される「入学手続の手引き」をご参照ください。

※当研究科と、他の研究科や学部、正規学生の身分で重複して在籍することはできません。

(4) 教育訓練給付制度について

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者、または一般被保険者であった方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが支払った学費20%に相当する額(上限10万円)がハローワーク(公共職業安定所)から支給されます。当研究科の社会人入試による5つの講座(研究課題)が、この教育訓練給付制度の指定を受けています。支給申請手続等、詳細は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

法 学 研 究 科 案 内

当研究科では、修士課程に民事法学専攻、公法学専攻、基礎法学専攻の3専攻を設置し、その各々に研究指導・専修科目・専修科目以外の科目を設置しています。配当科目については、当研究科webページ

(<https://www.waseda.jp/folaw/glaw/students/class/>)をご参照ください。

博士後期課程には民事法学専攻と公法学専攻の2専攻を設置しています。基礎法学専攻の研究指導は民事法学・公法学専攻内に設置されていますので、基礎法学専攻者は、各人の研究テーマの性質によってそのいずれかに進むことになります。

1. 専修からのメッセージ

民法専修

研究指導	教授	大	澤	慎	太	郎
研究指導	教授	大	塚			直
研究指導	教授	大	場	浩		之
研究指導	教授	三	枝	健		治
研究指導	教授	棚	村	政		行
研究指導	准教授	橋	本	有		生
研究指導	教授	山	口	斉		昭
研究指導	教授	山	城	一		真

早稲田大学大学院法学研究科の民法専修は、わが国において、最も豊富なスタッフのもと、最高峰のレベルの研究指導を行っている専修です。すなわち、上記の通り、法学研究科の構成員として修士課程の研究指導を担当している教員は9名ですが、博士課程の研究指導は、早稲田大学大学院法務研究科所属の教員も含めて、これを担当しています。また、形式上は修士課程の研究指導を担当しない法務研究科所属の教員も、実質的な研究指導は、上記9名と同様、修士課程においても行っており、あわせて16名もの体制で、専修の研究指導を行っていることになります。

加えて、早稲田大学法学研究科では、集団指導体制をとり、指導教授を含め、常に3名以上の教員から指導を受けることとなっています。また、各教員はそれぞれの専門領域に関する講義科目を担当しています。民法専修の学生は、直接の指導を受ける教員だけでなく、講義科目を通じて他の教員からもサポートを受けることができます。これらにより、当専修は、担当教員の研究分野による制約なく、民法のすべての領域において、複数の教員から十分な指導を受けながら、自由に研究を行うことができる稀有なほどに恵まれた研究環境となっています。この結果、当専修は、これまで全国の大学や研究機関における、大学教員や研究者はもとより、公務員や民間企業等へも、高度の知見を有して活躍する、幅広い人材を輩出してきました。

このような恵まれた環境を存分に生かすため、当専修の志願者は、民法のどの領域においてどのような研究を行いたいかを熟慮し、必要な場合には事前に各教員に問い合わせるなどして、研究計画を立て、自らの計画とともに、我々へのメッセージとして、それを研究計画書に反映させてください。我々教員は、それを真摯に受け止め、各自の研究意欲と能力を最大限に生かすため、個別に研究プログラムを組み、それぞれに応じた指導を行います。

商法専修

研究指導	教授	岩	原	紳	作
研究指導	准教授	尾	形		祥
研究指導	教授	尾	崎	安	央
研究指導	教授	箱	井	崇	史

早稲田大学は、広く社会全般に本格的なリーガルマインドを有する人材を輩出する法学部、法曹養成を目的とする法務研究科（法科大学院）、そして研究者ないし研究職を目指す人材の養成を目的とする法学研究科が、それぞれの理念のもとで全体として高度な法学教育を提供することを目標としている。われわれは、法科大学院の修了者がドクターコースに入ることによって研究者養成をすれば足りるとはまったく考えていない。これはいわゆる実定法領域に属する商法についても同様である。早稲田大学において商法の研究を志す方々は法学研究科の門を叩いてほしい。

会社法および保険法の単行法化や2018年の商法改正に象徴されるように、近年は商法にとって大変革が続いている。19世紀ヨーロッパでの法典編纂以来の伝統をもつ「商法」というくくりは、少なくとも研究の面では意味を失いつつあるといえるだろう。こうした大転換期においてこの分野で新しい理論のパラダイム作りに果敢に挑戦しようという若手研究者の育成こそが、当専修の第一の目的である。

この商法専修は、われわれ4名の担当者以外にも、各領域のすぐれた研究者が多彩な講義科目を展開している。修士課程入学者は担当者4名のうちいずれかの研究指導に属することになるが、各人の多様な志望動機に即して他の講義担当者の指導を中心に研究計画を組むことも可能である。その意味で、商法のおよそあらゆる分野について専修全体での指導体制を構築していると自負している。

法の重要性が著しく増大しつつある日本で、新しい研究分野に挑戦することはきわめて有望かつ将来性のある選択である。いわゆる法化社会に向けて実務法曹の養成ばかりが注目されているが、そのような時にあっても、実務を支え、指導する理論が重要性をもつことは明らかであり、その一端を担わんとすることはより先見性のある選択といえるのである。もとより、学問の道は容易ではない。研究に強い熱意をもった意欲的な学生の応募を大いに期待したい。

民事手続法専修

研究指導	教授	勅	使	川	原	和	彦
研究指導	准教授	棚	橋	洋	平		

当専修には、「民事訴訟法研究」と「倒産処理法研究」とが含まれます。「民事訴訟法研究」では、判決手続・民事執行・民事保全・調停・仲裁などについて、また、「倒産処理法研究」では、破産・会社更生・民事再生・特別清算などの倒産処理法全般について、日本法の研究はもちろんのことですが、アメリカ・ドイツ・EUの民事手続法との比較研究や、国際民事訴訟法研究も含め、各々の科目担任者が、専攻者の研究の志望に合わせた指導を行ないます。

外国文献を理解できる十分な語学能力の獲得も併せて、研究者を目指す諸君のための学術的な専門研究を主たるものとしませんが、公務員、各種研究機関、会社法務部等を目指して専門知識を身につけたい諸君を排除するものではありません。

労働・社会法専修

研究指導	教授	大	木	正	俊
研究指導	教授	菊	池	馨	実
研究指導	教授	竹	内		寿

当専修は、労働法または社会保障法を深く研究したいと考える方々に最適な環境を提供しています。現在専任教員は、労働法2名および社会保障法1名ですが、このほか労働法・社会保障法の研究者・実務家教員がこの専修の授業を受け持ちます。

雇用・就業形態の多様化が進行するなかで、労働法自体もその姿を大きく変えつつあります。このような変容期にある法を対象として研究することは知的には極めて刺激が大きく、また実際の世の中にとって有益なことです。また、今後の日本社会について、持続可能な社会としての確かな見取り図を得るためには、社会保障を法学の観点から研究することは不可欠なことと言えます。労働法も社会保障法も、伝統的な解釈法学を前提としながらも、同時に法政策学的な視点を持った研究が必要とされています。意欲的に研究に取り組み、研究者・実務家などを目指す皆さんの参加を期待しています。

知的財産権法専修

研究指導	教授	高	林	龍
研究指導	准教授	ラーテ・マッハ	クリストフ	

知的財産権法は実践の法であり、企業においても知的財産の戦略的な活用がますます重視されている。しかし、他の法領域と同様に知的財産権法においても理論面での研究が疎かになったのでは予測可能性のある信頼できる実務を確立することもできない。理論面での研究と実務での実践は知的財産権法の進展における車の両輪である。知的財産権法の理論を研究する者が大学院に多数集まることを期待している。

大学院で知的財産権法を研究しようとする者である以上、学部時代に特許法と著作権法の単位を取得済みであることが好ましいが、入学後の研究テーマは、これに止まらず、商標法、意匠法、不正競争防止法など、何を選択してもかまわない。2年間の学修期間を活用して、腰の据わった、知的財産権法分野に貢献できる研究をし、これを論文化することを目指して欲しい。

環境法専修

研究指導	教授	大	塚	直
------	----	---	---	---

環境法は、環境政策を中心に、公法・私法・国際法等様々な法分野と関係／接触するとともに、他の諸科学とも関連する学問領域である。私自身は地球温暖化・廃棄物・土壌汚染・化学物質・遺伝子組換え生物の環境影響など多くの環境法・環境政策に関わっているが、環境法各論としての種々の問題を把握するとともに、環境法独自の理念・原則を中心として環境に関する法制度を総合的・体系的に理解することが現代において極めて重要になっていると考えている。

環境法専修では、我が国の現在の立法動向を含め、最先端の議論を扱うとともに、アメリカ及びヨーロッパ（ドイツを含む）環境法についても扱う。

現在、当専修には、民間企業や環境団体、自治体などにおいて様々な形で環境分野に直接携わっている実務家も多く在籍しており、それぞれの立場からの多様な議論が交わされる、十分な研究環境が確保されている。

これらに関心を持つ研究意欲の旺盛な学生にぜひ参加してもらい、ともに議論したいと考えている。

経済法専修

研究指導

教授

土

田

和

博

経済法学は、伝統的に独占禁止法や公益事業規制立法（例えば電気通信事業法や電気事業法など）を取り扱ってきました。規制改革の進展，市場経済の浸透にともなって，社会的規制の対象とされてきた分野（医療や福祉・介護がその例）にも，いわゆる競争政策を及ぼし，独禁法を積極的に適用しようという動きもみられました。近年はデジタルプラットフォームと競争政策のあり方や知的財産権と独占禁止法の関係も注目を集めています。

経済法専修では，独占禁止法に関しては，実体規定（私的独占，不当な取引制限，不正な取引方法，企業結合の規制）やエンフォースメント（公取委による排除措置命令，課徴金納付命令，刑事罰，無過失損害賠償請求，私人による差止請求）について研究論文や審判決の検討を通じて，学部におけるよりも一層深い考察を行います。外国の独禁法制（アメリカ反トラスト法，EU競争法など）についても比較法の視点から適宜，取り上げることになるでしょう。

いずれにせよ，大学院ともなれば，教員から一方的に教わるというのではなく，自分も学問の発展に微力ながらも貢献しようという姿勢が必要であると思われます。受験希望者は，土田(wj7tuti4@waseda.jp)まで連絡してください。

国際関係法（私法）専修

研究指導

准教授

種

村

佑

介

主として，国際関係法の私法的側面，とりわけ，国際私法，国際取引法，国際民事訴訟法，国際知的財産法，国際経済法（その私法的側面）などの法分野に関心をもつ意欲的で積極的な学生を歓迎する。研究職を志す者を中心とする。しかし，必ずしも厳格にそのように限定する訳ではなく，広くこの分野の専門家，たとえば，弁理士，企業法務担当者，この分野を専門とする公務員などを目指す諸君の入学をも期待している。研究指導では，狭い意味における国際私法学の理論的，実務的な問題だけではなく，国際民事訴訟法はもちろん，国際取引法に関する問題をも入学者の希望を容れながら適宜とりあげる予定である。入学者の関心・希望を考慮しつつ，最も適切なテーマを選択できるよう工夫したい。研究指導を通じて，各人がこの分野における特定の問題に焦点を絞り，深く研究し，修士論文を書くことができるようにしたいと考えている。中国，韓国など外国からの留学生を含め，国際関係法の私法的側面を学ぶ大学院生は増えており，活発な研究活動が期待できると信じている。

憲法専修

研究指導

教授

愛

敬

浩

二

研究指導

准教授

江

原

勝

行

研究指導

准教授

金

澤

孝

研究指導

教授

水

島

朝

穂

いまの時代，憲法を研究することにどんな意味があるのでしょうか。憲法改正の動きが急で，ややもすると憲法の研究は，時代の荒波のなかでその意味を失ったかにも見えます。しかし，人類の多年にわたる英知は立憲主義という形で，その国の基本を規定するとともに，ますますその存在意義を高めています。東欧や中国などでも，立憲主義の研究が近年活発になっています。憲法研究の課題はますます奥行きと広がりを見せていると言っていいでしょう。そうした状況に比して，憲法を専門的に研究する若手研究者はさほど増えていません。憲法の実務的な勉強だけでなく，憲法の学問的研究を深めていくことは，ますます重要になっています。自分自身の問題意識をしっかりとって，憲法研究者への道にチャレンジしてみませんか。大学教員のポストは限られており，研究者への道も決して平坦ではありません。でも，しっかりした問題意識をもち，地道な努力を積み重ねていけば，必ず道は開けます。この国の立憲主義の発展のためにも，憲法研究者の社会的な存在意義は決して小さくありません。

早稲田大学大学院法学研究科憲法専修は数多くの研究者を世に送り出してきました。ここで多様な見解を持った人たちが闊達に議論をたたかわせ，研究者として研鑽を積んでいきました。そのような伝統を踏まえつつ，憲法学に新たな地平を切り拓いていこうという意欲あふれる皆さんを，憲法専修にかかわる教員すべてが歓迎いたします。

行政法専修

研究指導 教授 田 村 達 久
研究指導 教授 渡 辺 徹 也

行政法専修では、研究者志望、行政あるいは産業分野でのプロフェッショナルを志望する者を対象に、行政と国民や産業との関係をめぐって形成・展開されている法関係（行政法学）を、基礎研究から高度な専門研究まで広く視野に入れて研究する。

法学研究科を主本属とする渡辺徹也教授、田村達久教授を軸に、岡田正則教授、人見剛教授ら法務研究科を主本属とする諸教授の全面的な協力を得つつ、それぞれが専門とする個別行政法領域に力点を置きつつ共同で指導に当たる。

次のような2つの主要な柱を立てて、これを軸に研究が進められる。

I 行政法・租税法の基本原理の研究：重要テーマを選択して各自報告し検討する。

II 外国行政法研究：英米独仏における行政法理論の動向を研究する。

中央省庁再編、地方分権改革、金融再編、規制改革、行政手続法や情報公開法の制定、税財政策の新たな動向、行政のグローバル化などにより、行政法理論は大きく変貌しつつある。さらに改正行政事件訴訟法の2005（平成17）年からの施行は、行政訴訟の従来の狭い扉を確実に押し開けると同時に、新たに検討すべき理論的課題を提起し始めている。このような課題に果敢に挑戦し研究を進めるには、法解釈学だけではなく、広く社会科学の研究方法论などにも関心を持って研究してゆく必要がある。幅広い問題関心と、深い洞察力、果敢な研究意欲を有する受講生を希望する。

現在、行政法特殊研究の授業については、租税法研究を集中的に行うクラスと、租税法を除く行政法の総合的研究を行うクラスとに分けて実施されているが、修士論文・博士論文等の論文報告とその検討を行う場合には、前記の全教員からのアドバイス・講評等を一括して受けることができるようにするなど、多角的な検討等が行われるように配慮、工夫している。ここ最近の年度においては、租税法研究としては、渡辺徹也『スタンダード法人税法[第2版]』（弘文堂）の検討講読、直近の税制改正の検討などが行われ、行政法研究としては、判例研究のほか、The Legal Doctrines of the Rule of Law and the Legal State (Rechtsstaat) / edited by James R. Silkenat, James E. Hickey Jr., Peter D. Barenboim., Springer, 2014. の講読などが行われた。

なお、租税法研究を志す者がこの行政法専修の課程への入学試験において不利にならないように配慮されているので、租税法研究志望者も安心して行政法専修を志望されたい。

刑法専修

研究指導	教授	田	山	聡	美
研究指導	教授	松	澤		伸

刑法専修においては、将来、大学等の研究機関において、刑法の研究者として活動することを志望する学生に対して、専門的な研究指導を行う。刑法に関する日本の研究者の専門論文、および外国の代表的な刑法の教科書（ドイツ文または英文のもの。例えばClaus Roxin, Strafrecht, Allgemeiner Teil, Bd1, 4. Aufl., 2006や、Jeremy Horder, Ashworth's Principles of Criminal Law, 8th ed., 2016など）の読解を通じて刑法を研究することが、修士課程学生の中心的な課題となる。そこでは、刑法解釈学を高いレベルで展開できる実力を身につけること、外国語文献を必要に応じて読みこなす能力を身につけること、研究におけるオリジナリティを意識して育てていくことが必要となる。

その他、修士論文の作成指導を初めとして、個別的な研究指導は随時研究室等で行い、また、必要に応じて、合宿を実施することも予定している。いずれにおいても、刑法について思索を練ることを通じて、自己自身を客観化することを目指す。

研究者への道は容易いものではないが、我が国の刑法学のさらなる発展のためには、実務とは異なる問題意識や、比較法的能力、さらには、現状への批判精神をもった刑法学者が、本法学研究科から、育っていかなければならない。将来の刑法学者を目指し、以上の点に関心と意欲のある学生諸君が、本専修の門戸を叩いてくれることを期待する。

刑事政策専修

研究指導	教授	小	西	暁	和
------	----	---	---	---	---

犯罪は「加害者の行為」・「被害者の被害」・「社会の構成員からの反作用」・「公権力の所在からの反作用」の諸要素から成る複合的な社会的現象です。また、「人間的な、余りに人間的な」現象でもあります。こうした犯罪現象を「広く・深く」捉える目を養いたいと考える皆さんが、刑事政策専修を履修することを希望します。

なお、刑事政策専修のスタッフが現在関心を持って追究しているテーマについては、以下のホームページをご覧ください。

早稲田大学社会安全政策研究所（WIPSS）ホームページURL：

<http://www.waseda.jp/prj-wipss/index.html>

国際関係法（公法）専修

研究指導	教授	河	野	真	理	子
研究指導	教授	萬	歳	寛	之	

現代の国際社会では、国際法が、法源、条約法、外交関係、安全保障などの伝統的な分野において重要な役割を果たす一方で、国際経済法、人権保障、国際刑事法、国際環境法、国際人道法などの分野で、各分野で独自の法規範の発展がみられるようになっている。国際法の研究は、伝統的な国際法に加えて、こうした様々な法分野における法の発展をも研究対象とする。

国際法の規範の精緻化と人の活動に関係する規則の増加に伴い、国際法は国際社会での国家の行動を規律する規則にとどまらず、国内の法制度にも影響を与えるようになっている。こうした分野では、国際法の研究にとどまらず、国際法規範の国内社会への影響をも考察の対象とする必要がある。法学研究科における国際関係論では、国際法に加えて、国内法を含む他の法分野との接点を考察対象とする。

国際関係法（公法）専修は、上記のような様々な国際的な法現象を研究対象とする。研究者を志望する者だけでなく、官公庁、国連等の国際組織やNGOで国際的な仕事に携わることを希望する者を歓迎する。

法哲学専修

研究指導

教授

郭

舜

「法哲学とは何か」という問いの答えは法哲学者の数だけあるといわれることがあるように、法哲学という学問は多様性に満ちています。そして法哲学が対象とする領域は、隣接する他の分野と重なり合いながら非常に広い範囲に及んでいます。法哲学専修では、「法とは何か」「正義とは何か」といった問いに関わる多様な問題群の中から自らの課題を見つけ、それぞれの問題関心に応じて取り組むことになります。大学院において専門的な研究を始めようとするとき、このことは法と正義に関する各人のおよそあらゆる問題関心が法哲学という領域内で追究しようという自由を意味すると同時に、研究の課題を自ら選びとり、自らのしかたで遂行するという重荷を背負うことをも意味します。もちろん、入学時に具体的な研究テーマを絞り込んでいる必要はありません。自分で関心をもった文献を読み、大学院で開講されている演習、学内外の研究会などに参加し、さらには仲間と読書会を開くなどして関心の幅を広げ、自分が本当に研究したいことを見つけてほしいと考えています。

とはいえ、短い修士課程の間に論文を書くことは容易ではありません。学部・大学院を通じて次のようなことを念頭に能力を磨いてほしいと思います。まず、文章を書くことに慣れること。結局は論文を書かなくてはならないだけでなく、言語として外部に表現されない思考は存在しないのも同然だからです。そして文章力を養うこと。美文ではなく、きちんとした段落・文構造をもち、人に理解してもらえ文章を書けることが重要です。わかる文章が書けないとすれば、それは本人がわかっていないからでしょう。また、語学力をつけること。法哲学に国境はありません。英語が（少なくとも）読み書きできるというだけでなく、それに加えて母語以外で何か一つは読める言語があるとよいでしょう。さらに、議論ができること。議論の作法を身につけ、議論を通じて主張を磨き、世界と自他についての理解を深めるよう心がけてほしいと思います。

研究者になるためには覚悟が必要です。研究者を目指さない人にとっても、大学院で法哲学的思考を学ぶことで世界についての見方が広がるはずです。門を叩くかどうかはあなた次第です。

法史学専修

研究指導

教授

原

田

俊

彦

研究指導

教授

和

仁

か

や

法史学は日本法史・西洋法史・東洋法史・ローマ法の4つの学問分野から成り立ち、法史学専門研究者となるには、修士進学に際していずれの学問分野を専攻とするか決定されていなければなりません。むろん、研究者志望の諸君は学部の授業・演習等で自らの専攻領域も研究テーマもある程度定めているでしょうから、各人の研究計画を実現できるための援助を研究指導という形で行いたいと考えます。例えば、法学研究科の修士課程では、講義・特殊研究といった形態で法史学に関連するさまざまな科目が設置されており、各分野のこれまでのそうして最新の研究成果に接することができます。したがって、私原田自身の専門はローマ法ですが、法史学専修がローマ法専攻に限られるわけではありません。当然、法史学にとり最も重要であるのは史料ですから、史料読解の指導も行われます。また、専攻領域に関する文献を繙くには語学力が必要ですから、語学の指導も行います。日本法史についても、研究成果を海外に発信するには語学力が重要となるでしょう。一方、専門研究者を希望しない人でも、法学研究科の多様な設置科目から法史学の基礎教養を得ることができます。ただ、法史学専修への進学を希望する方に最低限必要なことは、現代社会と異なるであろう可能性を秘めた社会を、そして、その社会における法を、偏見なく捉えることのできる感性です。そうして、こうした感性に基づいて物事を歴史的に論理的に考察しようとする態度です。このような感性・態度は、研究指導に際して折に触れ育成したいと思いますが、進学希望者諸君も日常的にさまざまな社会科学・歴史科学に関する文献を渉猟して磨き上げることが必要です。すべて学問を修めるのは至難ですが、法史学研究の道も平坦ではありません。険しい道を選ぶのも実りある人生への入り口といえましょう。

法社会学専修

研究指導

教授

棚 澤 能 生

当専修では、(1)主として日本とドイツにおける法社会学の理論動向の研究、(2)農業法・土地法・環境法の分野での法社会学的研究を重点としています。

昨年は、E. エールリヒ『法の社会学の基礎理論』を検討しました。また、「持続可能性概念と法」、というテーマにも取り組み始めたところです。

来年度もこうした課題につき研究を進めていく予定です。

英米法専修

研究指導

教授

宮 川 成 雄

判例を法の一つとして認める「英米法」諸国は、法が日々の訴訟を通じて少しずつ、時には大胆に発展します。立法を待って法が変わる日本などの「大陸法」諸国とは違い、新規の社会問題がすぐに訴訟で争われる。それが英米法の世界の特徴です。英米法の諸国は、多くの新たな社会問題を法の角度から一番早く取り組む可能性が高い諸国です。そこにグローバル化する今日でも、英米法が大きな影響力をもつ実践的な法伝統として存在し続けている理由の一端があります。

その一方で、英米法は経験的で非体系的です。体系的な法典を法源とする大陸法と大きく異なります。英米法の学習では、今日の法的問題を分析するにしても、つねに歴史＝経験に遡って判例法を理解することが求められます。ゆえに英米法専修での学習は、多くの判例を読み、非体系的な法令を読みこなす訓練と並行して、英米法の発展史も学びます。そのうえで、特定の判例法理の合理性を実質論に立ち入って考え、歴史や古典的文献にも立ち返りながら、法理の今日的な妥当性を批判的に検証するといった掘り下げた学習が続きます。これらは地道な法の修練です。ですが判例は人間ドラマにあふれ、実質論議は法学を超えて哲学や経済などにも広がります。そして英米法の法思考は、実践的で柔軟です。

専修では英米法諸国の中でも、イギリスとアメリカの事例が多く取り上げられます。両国は、歴史や社会状況の違いから、法のミクロ・レベルでは発展が異なります。イギリスは20世紀後半以降、EU法や欧州人権条約などヨーロッパ法の進展とともに大陸法系の法思考との共存を強いられています。アメリカはそのような圧力は受けずに、自国社会特有の問題を解決するために様々の法を独自に工夫していますが、最近では国際法との整合性も問われています。こうした両国の違いも魅力ですし、英米法の法的思考の根底で通じ合っているのも魅力です。

英米法専修の指導にあたる宮川成雄教授（アメリカ法）も中村民雄教授（イギリス法・EU法）も、研究領域の広さと高い研究水準を誇ります。皆さんの研究関心に応じた指導を通じて、大学院での英米法の修練が、厳しくも楽しいものであることを示してくださることでしょう。

専門としてのフランス法研究は、フランスの法体系の基本構造とその運用に対する理解を基礎として行われます。その理解を助けるものは、フランスの歴史の中で醸成された物質的精神的文化、いわゆる《civilisation》に対する洞察といえるでしょう。異なる地域にはわれわれのものとは異なる思考様式の人間が存在し、その上時代が異なればさらに異なる思考様式の人間が存在した、この至極単純なことを自覚し、フランスの探求に挑むことによって、われわれ自身を客観視する手がかりをつかむことが、わが国がかつて範とした西ヨーロッパの代表国でありながら、今日のわれわれから見れば驚きに満ちたフランスの法制度を研究する面白さといえます。

フランスは、中世からの長きにわたり、独自の法文化と法体系を育んできました。それだけに、外国人であるわれわれがフランス法を眺めるときには相当の注意が必要です。また、日本とは異なる社会的土壌において形成されたフランス法をそのままわが国に持ち込んで利用できるとは限りません。フランスの法と社会がいかに在るかを歴史に学ぶこと、それによって、倣うか倣わないかはともかく、フランス法の明晰な知識を得ることが第一です。

修士課程に進学する方の多くは、博士後期課程への進学、そして博士論文の執筆を視野に入れているのでしょう。論文として追求したいテーマがあるならば、それに関わる法規範の構造を把握することに加えて、上記のことを踏まえて、その法規範の形成の社会的文脈やその社会的機能を理解することを目標としてください。規範論的アプローチは法学にとってなくてはならないものですが、規範を取り巻いている事実をも考慮に入れることが法学を豊かなものにします。

一方で、修士課程は、博士後期課程への進学を希望する人だけに用意されたものではなく、学部レベルを超えた専門知識の修得を望む人を広く受け入れるものでもあります。修士課程でフランス法を専攻し、フランスの法文化への理解を深めた上で、研究以外の職業に就くこともひとつの選択肢としてありうるでしょう。学部教育を経てさらに積み重ねられる知性の涵養が人生を豊かにし、多様な人材の包摂が大学院を活気あるものにします。

当研究科はフランス法についての研究が可能な日本でも数少ない機関のひとつです。どの法分野に関心のある方でも受け入れます。

2011年3月10日の第11期全人代第4回会議において、憲法を頂点とし、憲法関連法、民法商法等の多くの法律部門における法律をその主力とし、法律、行政法規、地方性法規と自治条例、単行条例等の3つのレベルの法規範からなる中国の特色ある社会主義法律体系の樹立が宣言された。確かにその形でのうえでは、殆どの法律が整備されたといえよう。また、中国では、上記の法規範のほかにも、実質的な法源として機能している夥しい数の司法解釈が公布施行されている。そして、中国では、憲法をはじめ、法律の改正および新しい司法解釈の公布が頻繁に行われており、それらを的確にフォローすることも決して容易なことではない。

この授業では、上記種々の法規範のうち、主要な法律(法制度)を対象に講義を行う。具体的には、春学期は公法(憲法、立法法、刑法、行政法、司法制度など)を、秋学期は私法(民法、会社法など)を扱うことを予定している。

2. 社会人入試による研究課題について

「環境問題と法」

講座責任者 大塚 直 教授・河野 真理子 教授・榊澤 能生 教授

環境問題は、一国内の地域レベルから、国内的、国際的、地球規模にまで及ぶ広がりを持つにいたっております。しかも、これらのレベルにおける諸問題は相互依存の関係に立っているため、対応策も国内的側面と国際的側面を視野に入れて実行されることが求められています。

環境問題における対応策は、法的手段を用いて実行されるため、この研究課題は法学的観点からの考察を中心におこなっています。しかし既存の法理論と法制度を通して解決可能な問題領域と、新たな法的手段をつくりだすことによって解決が可能となる広範囲の問題領域が並存しています。新たな法的手段の選択は、環境問題の性格上、自然科学的知見や経済学的法則を考慮に入れた政策的意思決定によって行われるため、この研究課題は単なる法理論や法制度の解説を超えた学際的な観点からの考察が必要となります。そのような観点を基礎におく法的手段の選択肢の提示を目指したいと考えています。

環境問題の解決を担うのは、市民・企業・国内的／国際的な非政府組織（NGOs）・地方公共団体・国・国連その他の政府間組織です。それぞれの関心と担うべき課題が、地域レベルから地球規模に及ぶ諸問題との関わりで様々な形で生じてきます。国内問題と国際問題という枠組のどちらに重点をおくか科目間に差異は生じますが、これらの多様な関心と課題に対応したいと思っています。

環境問題の領域は広範囲に及び、必要な知識も法律学を超えて多数の専門的学問分野にわたっています。したがって、完成されたという環境法の専門家は存在しないと言えます。この研究課題に関与する、それぞれの専門分野を異にする私たち複数の研究者と、さまざまな関心・経験と知識をもつ社会人・大学院生とによって構成される知的共同体の中から、多様な議論を経た創造的な研究が生みだされてきています。

個別の環境問題に直面する社会人の方々にとって、さまざまな専門領域・法政策の理論と知的交流を持ち、環境問題の現象面での多様性、法理論面での多面性を理解することは、現場の問題に対して新たな視角を得るために有用であると確信しています。

研究指導	指導教員
環 境 法	大 塚 直
国際関係法（公法）	河 野 真 理 子
法 社 会 学	榊 澤 能 生

関連科目名	2020年度担任者
国 内 環 境 法 研 究	（2020年度休講）
国 際 環 境 法 研 究	河 野 真 理 子
自 然 保 護 法 研 究	森 本 英 香
環 境 政 策 研 究（１）	（2020年度休講）
環 境 政 策 研 究（２）	森 本 英 香
環 境 経 済 学 研 究	（2020年度休講）
比 較 環 境 法 研 究（１）	大 塚 直
比 較 環 境 法 研 究（２）	榊 澤 能 生

「知的財産紛争と法」

講座責任者 高林 龍 教授・上野 達弘 教授・ラーデマッハ クリストフ 准教授

現代の経済活動において知的財産権の重要性は、国際化の進展やインターネットの普及などもあって、ますます増大しており、国としても知的財産の活用を巡る毎年の政策の方針を知的財産推進計画として取りまとめて発表している。特許の分野では近時、特許権の保護の強化の行き過ぎがいわゆるパテント・トロールの活躍の場を提供しているのではないかという反省から、イノベーションの進展と知的財産保護の在り方を巡る議論が活発化しているし、著作権の分野でも保護強化と著作物を利用する側の権利や利益とのバランスをいかに図るかといった議論が活発化している。そのほか、商標の分野でも音や色の商標登録が認められたものの、その権利行使の際に生ずるだろう問題など、喫緊に解決を迫られる問題が山積みされている。いずれも権利の保護と利用とのバランスをいかに取るかといった法的な観点からの検討が欠かせない問題といえることができる。

研究課題「知的財産紛争と法」は、このような世界的な規模で展開する知的財産法を巡る紛争に対して、これを予防しあるいは解決していくための方策を理論的側面と実務的側面から検討していくことを目的としている。大学院で知的財産権法を研究しようとする者である以上、特許法と著作権法は学修済みであることが好ましいが、入学後の研究テーマとしては、これに止まらず、商標法、意匠法、不正競争防止法など、何を選択してもかまわない。2年間の学修期間を活用して、社会経験を踏まえつつ、腰の据わった、知的財産権法分野に貢献できる研究をし、これを論文化することを目指して欲しい。

研究指導	指導教員
知的財産権法	高林 龍
知的財産権法	ラーデマッハ クリストフ

関連科目名	2020年度担任者
国際知的財産法	駒田 泰士
著作権法研究（１）	今村 哲也
著作権法研究（２）	梶山 敬士
比較知的財産法研究	ラーデマッハ クリストフ
Comparative Studies of Intellectual Property Law	ラーデマッハ クリストフ
経済法（１）、（２）	菅 久 修一

「租 税 紛 争 と 法」

講座責任者 渡辺 徹也 教授 ・ 田村 達久 教授

人や財が動く所には、必ず租税の問題が発生する。それゆえ、経済取引や投資などの契約形式やそれらの受皿となる器（＝組織）を考える場合にも、租税負担に関する検討が不可欠となる。さらに、国境を越えての人や商品・資本の移動が増大するなか、国際租税の検討を欠く移動の選択には大きな経済的リスクが伴わざるをえない。加えて、日本国民の資産蓄積が増大するなかで、贈与や相続をめぐる紛争も増大してきているが、その紛争の解決には租税負担の考慮が不可欠である。このように、あらゆる社会領域において、特に私法秩序の検討は租税制度との関連に留意することなしには完結しない。

以上のことを前提にすると、大学院に租税法に関する研究課題のコースを設置する意義は、まず租税に関する実体法についての専門的知識を、法律系の大学院において法的観点から深化させる機会を持つという点にあることはもちろんであるが、それとならんで民法や行政法、さらには商法や民事訴訟法、国際法等の隣接法領域に関する知識を高度化させながら、租税法の諸問題を法秩序全体のなかで見直すという点にも、大学院に「租税紛争と法」というテーマでの研究課題を設定する意義があると考えている（このような総合的学習の中で、特に税務訴訟に対応できるための基礎知識は確実に獲得していただきたい）。

租税法に関する専門的能力、さらには法的思考能力を高めたいと考えている社会人の方々に、多様な生活環境や職場環境に適応した各人の研究計画をもって、この研究課題のコースに参加していただきたい。このコースには、租税に関して異なる立場にある社会人の方々が参加することになると思われるが、大学院という学問の場で、それぞれの実際に活動している立場から少し距離を置いて、共に租税法を学ぶ者同志としてフェアで真摯な議論を展開していただきたいと考えている。

最後に、このコースでは修了要件として修士論文を書くことが義務付けられるので、この点にも留意していただきたい。修士論文の作成という、長く蓄積された従来の研究成果に何ものかを付け足そうとする作業は、それほど容易なものではない。

研究指導	指導教員
行政法	渡辺 徹也
行政法	田村 達久

関連科目名	2020年度担任者
租税法各論Ⅰ，Ⅱ ※副題省略	伏見 俊行
租税法研究Ⅰ，Ⅱ	高野 幸大
租税法特殊研究Ⅰ，Ⅱ	(2020年度休講)
外国租税法研究（アメリカ租税法）	(2020年度休講)
国際租税法研究	(2020年度休講)

「社会保障，社会福祉・成年後見の法と行政」

講座責任者 菊池 馨実 教授・岡田 正則 教授・橋本 有生 准教授

経済のグローバル化と非正規雇用の拡大，世界に類をみない少子高齢社会・人口減少社会の到来，深刻な財政危機などを背景として，社会保障制度の見直しが喫緊の政策課題となっています。当研究課題は，こうした大変革期にある社会保障・社会福祉・成年後見法制を分析対象とし，法的視座から，わが国が抱える今日的諸課題にアプローチしていくことをねらいとしています。

本研究課題の特色としては，変転極まりない社会保障法制等の特質を踏まえ，社会保障法・行政法・成年後見法（民法）の各分野で代表的な実績をあげてきた研究者教員による授業・論文指導が受けられるほか，政策立案に長年携わり教育経験も豊かな実務家教員による幅広い授業が展開される点が挙げられます。

なかでも，社会保障法担当教員による指導のみならず，社会保障行政に詳しい行政法担当教員による指導が受けられることは，とくに国・自治体職員等にとっては大きなメリットとなることが期待されます。また成年後見法（民法）を社会保障・社会福祉法制とともに詳しく学ぶことができる点でも，本プログラムは他に類をみないプログラムであると言えるでしょう。

各院生には，各人がとくに関心をもつ分野の研究テーマを指導教員の下で探求する一方，社会保障法・行政法・成年後見法（民法）の諸分野の授業を幅広く受講する機会が提供されます。

授業は，基本的に平日夜間及び土曜日に開講され，国家公務員・地方公務員，社会福祉協議会・健康保険組合など団体職員・NP0職員，弁護士，司法書士，社会保険労務士，社会福祉士等の専門職など，社会保障・社会福祉・成年後見に関連した各職種の社会人の方々に，質・量ともに十分満足していただける内容のメニューを揃えているものと自負しています。

様々な関心・経験をもつ社会人大学院生と，研究者・実務家教員，研究者志望大学院生らによる知的共同体から，知的資源を社会に還元していきたいと考えています。関心ある社会人の方々が奮って出願されることを期待しています。

研究指導	指導教員
労働・社会法	菊池 馨実
民法	橋本 有生

関連科目名	2020年度担任者
社会保障法理論研究	菊池 馨実
社会保障行政法	岡田 正則
成年後見・権利擁護と法	橋本 有生
年金制度と法	度山 徹
医療制度と法	島崎 謙治
国際保健法	棟居 徳子
社会福祉と法	古都 賢一
社会保障制度と財政	(2020年度休講)

「国際海事問題の実務と法」

講座責任者 箱井 崇史 教授・河野 真理子 教授

わが国は世界有数の海洋国であり、航海、海運、港湾、海事産業などにかかわる重要な法律的課題に直面しています。ところで、海法を総合的にとらえる研究活動は欧米では一般に行われていますが、わが国ではこれまで各法分野に分散した形で扱われてきました。そこで、私たち講座責任者は、総合海法研究を目的とするプロジェクト研究所として発足した海法研究所の支援を受けながら、わが国における海法教育、とりわけ社会人に対する海法の法理論教育を実現するために当講座を開設することにしました。もとより、海法は実務に密接に関連する法領域であり、またすぐれて国際的な法領域でもあります。研究課題を「国際海事問題の実務と法」としているのは、現代的かつ実践的な諸問題に関する法理論を研究していきたいと考えたことによります。

そのため、この講座は早稲田大学において海法領域の研究・教育にあたる教員を中心としながら、わが国の代表的な海事弁護士・実務家、関係官庁（国土交通省海事局）の政策担当者等を講師に迎え、海法の主要領域について最高水準の理論教育を行うことができるように設計しています。

研究指導では、受講者がそれぞれの関心に応じて海法に関する理論的な研究を進め、修士学位論文を作成します。修士論文の作成指導は、指導教授のほか、論文のテーマに応じて各担当教員の指導を受けることもできます。講義については、関連科目として設置されている海法科目を中心に履修することになりますが、指導教授と相談の上、受講生の関心に応じて海法科目以外からも選択することができます。さらに、海法研究所の開催する国際シンポジウム、各種研究会とも協調しながら、幅広い研究機会を提供していきたいと考えています

(<http://www.wiml.jp/>をご覧ください)。

受講者の業種などは不問ですので、海法を総合的に学びつつ、一つのテーマについて研究論文を作成してみようという意欲のある方々の応募をお待ちしています。

研究指導	指導教員
商 法 研 究	箱 井 崇 史
国際関係法(公法)研究	河 野 真 理 子

関 連 科 目 名	2020年度担当者
傭船契約法研究Ⅰ，Ⅱ	津 留 崎 裕
船舶金融法研究	木 原 知 己
海 上 安 全 論	(2020 年度休講)
海 上 損 害 法 研 究	久 保 治 郎
海 上 売 買 契 約 法 研 究	遠 藤 健 二
国 際 海 事 争 訟 論	雨 宮 正 啓
海 事 政 策 研 究 Ⅰ ， Ⅱ	オ ム ニ バ ス
イギリス海上保険法研究	中 出 哲

3. 履修・進学について

大学院修士課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格した者を修了とし、修士（法学）の学位を授与します。

ただし、在学期間に関しては、修士課程の修了に必要なその他の要件を満たし、優れた業績を上げた者について法学研究科運営委員会が認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとします。

また、本学の修了年月日は、3月修了の場合は当該年度3月15日であり、9月修了の場合は当該年度9月15日となります。

(1) **修了必要単位数** ※社会人入試による入学者は、「社会人研究課題科目」4単位も修得する必要があります。

区 分	修了所定単位	備考
専修科目	4単位	対象科目・算入ルール等については、入学後に配付される研究科要項参照。
専修科目、専修科目以外の科目 および他専攻の科目等	26単位	他研究科等で取得した単位(8もしくは10単位以内)を含むことができる。対象科目については、入学後に配付される研究科要項参照。
修士論文		
合計	30単位	社会人入試入学者も合計単位数は変わりません。

(2) 修 士 論 文

指導教授の指示に従い、作成した修士論文は所定の期日に法学研究科に提出し、審査を受け、合格する必要があります。修士論文提出、審査は例年以下のようなスケジュールですが、日程、手続の詳細は別途掲示等でお知らせします。

日程	内容
4月	修士論文計画書提出
7月	修士論文報告会
12月上旬	概要書提出
1月上旬	論文本体提出
1月下旬～ 2月初旬	論文審査(面接)
2月下旬	論文審査結果の発表(修了者発表)

9月修了を希望する場合は別途日程を設けますので、9月修了する年度の4月中に法学研究科事務所で相談してください。1年修了制度も存在します。

(2) 博士後期課程への進学

一般入試および自己推薦入試による修士課程入学者は、博士後期課程への進学に際して、筆記による入学試験は課されておりません(社会人入試による修士課程入学者は、博士後期課程入試において語学試験を受験する必要があります)。ただし、修士論文審査・口述試験に合格することが条件となります。なお、博士後期課程への進学に際して外国語能力試験が課され、博士論文提出までに同試験に合格することが必要です。

奨 学 金 制 度

当研究科で受給できる主な奨学金制度は次のとおりです。(奨学金額は2020年度実績で掲載)。2021年度の奨学金制度の詳細については、入学手続き時に配付する2021年度版「奨学金情報Challenge」を参照してください。

(外国人留学生の方は留学センター発行の2021年度版「留学生ハンドブック」を参照してください)

■田山輝明ゼミ稲門会奨学金

(1) 奨学金の概要

田山輝明ゼミ稲門会奨学金は、田山輝明法学部名誉教授および田山輝明ゼミ稲門会からの寄付からなる奨学金です。本学法学研究科修士課程民法専修進学予定者で、勉学上の経済的支援を必要とし、学業および人物ともに優れた者を援助することを目的としています。

(2) 奨学金の内容

①奨学金額：40 万円（給付）

②給付時期：2020 年度中

【特記事項】

・応募の際に申請した進路に進学しなかった場合は受給した奨学金を返還しなければなりません。

(3) 募集人員

1 名

(4) 奨学金申請資格

田山輝明ゼミ稲門会奨学金を申請する者は、次の①～③のすべてに該当していること。

①早稲田大学法学部に在籍する4年生または3年卒業対象者

②2021年度本学法学研究科修士課程民法専修に進学予定である者

③勉学上での経済的援助を必要とし、学業および人物ともに優れた者

(5) 申請方法

当学法学部ホームページ（以下のURL）より所定の書式をダウンロードし、必要事項を記入の上、本入試出願期間内にその他の出願書類とともに当研究科事務所へ郵送してください。

<https://www.waseda.jp/folaw/law/students/tuition/>

(6) 選考結果通知

採用された場合は、2020年10月下旬頃までに通知します。

■日本人学生用奨学金

奨 学 金 名		目 的 と あ ら ま し	奨 学 金 額	出 願 資 格
学 外 奨 学 金	日本学生支援機構奨学金【貸与】	国の育英奨学事業で、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与することによって、教育の機会均等を図るとともに、社会に貢献する人材を育成することを目的とします。	●第一種 ※無利子 修士課程・専門職学位課程（月額） 50,000円 88,000円 希望額を選択 博士後期課程（月額） 80,000円 122,000円 希望額を選択 ●第二種 ※有利子 全課程（月額） 50,000円 80,000円 100,000円 希望額を選択 130,000円 150,000円 標準修業年限内は継続して貸与されます。	・修士，専門職学位，博士後期課程の標準修業年限内の学生
	地方公共団体・民間団体の奨学金【給付・貸与】	団体によって奨学金額・出願資格が異なります。（詳細は、入学手続時に配付する「奨学金情報 Challenge」参照）		
学 内 奨 学 金	大隈記念奨学金【給付】	早稲田大学創立者大隈重信を記念し、建学の精神を顕揚して、人材の育成に資することを目的とします。	（年額） 400,000円	・成績優秀者が対象（修士課程1・2年生） ※奨学金登録の有無によらず決定。
	小野梓記念奨学金【給付】	早稲田大学創立当初の功労者である小野梓を記念し、経済的に修学困難な学生を援助することを目的とします。	（年額） 400,000円	・修士課程1・2年生
	指定寄付奨学金【給付】	全学で約40種類の奨学金があります。奨学金によって奨学金額・出願資格が異なります。（詳細は、入学手続時に配付する「奨学金情報 Challenge」参照）		

■その他の外国人留学生用奨学金

奨 学 金 名		趣 旨	奨 学 金 額	出 願 資 格
学 外 奨 学 金	国費外国人留学生奨学金(国内採用)【給付】	日本政府(文部科学省)による奨学金で、私費外国人留学生の中から、特に学業成績の優秀な学生を国費外国人留学生として採用します。	(月額)※2020年度実績 大学院 144,000円	・大学院生(標準修業年限内) ・日本政府と国交のある国の国籍を有する者 ・35歳未満の者 ・私費外国人留学生
	文部科学省外国人留学生学習奨励費【給付】	日本学生支援機構による奨学金で、学業成績・人物ともに優秀で、経済的に修学が困難であると認められる私費外国人留学生を支援することを目的とします。	(月額)※2020年度実績 大学院 48,000円	・大学院生(標準修業年限内) ・私費外国人留学生
	地方公共団体・民間団体の奨学金	団体によって奨学金額・出願資格・出願方法が異なります。（詳細は入学後に配付する「留学生ハンドブック」参照）		
学 内 奨 学 金	私費外国人留学生授業料減免奨学金【減免】	学業成績が特に優秀な私費外国人留学生を対象に、年間授業料を減免する制度です。	秋学期授業料より減免	・大学院生(標準修業年限内) ・私費外国人留学生
	小野梓記念外国人留学生奨学金【給付】	早稲田大学創立当初の功労者である小野梓を記念し、修学上特に経済的に困難な外国人留学生を援助することを目的とします。	(年額) 法学研究科 400,000円	・大学院生(標準修業年限内) ・私費外国人留学生
	指定寄付奨学金【給付】	奨学金によって奨学金額・出願資格が異なります。（詳細は入学後に配付する「留学生ハンドブック」参照）		

奨学課ホームページ： <https://www.waseda.jp/inst/scholarship>

〈 当学各キャンパス案内 〉

<https://www.waseda.jp/top/access>

〈 交 通 案 内 〉

早稲田キャンパス

J R 山 手 線	}	高田馬場駅（徒歩 20 分）
西 武 新 宿 線		
東京メトロ東西線		早稲田駅（徒歩 5 分）
都バス(学 02)		高田馬場—早大正門（徒歩 0 分）
都バス(早 77)		新宿駅西口—早稲田（早大正門下車／徒歩 1 分）
都バス(早 81)		渋谷駅—早大正門（徒歩 0 分）（循環）
都バス(上 69)		上野広小路—早稲田（徒歩 2 分）（循環）
都 電 荒 川 線		三ノ輪橋—早稲田（徒歩 5 分）

2020年7月

早稲田大学大学院

法学研究科 TEL 03-3232-3924

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

<https://www.waseda.jp/folaw/glaw/>

gradlaw@list.waseda.jp